# 法政大学学術機関リポジトリ

# HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-14

国会議事堂建設過程の記録 : 現在の国会議 事堂の建設はどう進められたか

HONMA, Yoshihito / 本間, 義人

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration: reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

5

(開始ページ / Start Page)

109

(終了ページ / End Page)

145

(発行年 / Year)

2005-03-31

(URL)

https://doi.org/10.15002/00008278

……現在の国会議事堂の建設はどう進められたか

本間義人

最近、学会などで韓国の国土計画・地域計画の研究者に会うと話題になるのが、彼我両国の首都移転問題である。わが国では1992年に施行された「国会等の移転に関する法律」に基づき、国会等移転審議会が99年に移転候補地として栃木・福島、岐阜・愛知、三重・畿央の3地域を答申したものの、その後は"凍結状態"が続いている。韓国ではソウル首都圏の過密解消と発展が遅れた地域の活性化策として、盧武鉉大統領が02年大統領選挙に掲げた公約に基づき、03年に制定した新行政首都建設特別法により04年8月、ソウルから約120キロ離れた忠清南道の燕岐・公州一帯を移転先に決定したが、その後同年10月、憲法裁判所が同特別法を違憲と判断するに至り、計画は宙に浮いたかたちとなっている。両国とも、先行き不透明な状態に陥っているわけである。

そうした中で話題になるのは、まずそのような状態にある両国の首都移転問題がどうなるのかということであるが、かりに移転問題がふたたび動き出した場合の移転機関のプライオリィに関わる問題も話題になる。わが国の場合は、この首都移転問題を「首都機能移転」としているだけに、最優先に検討されるのが国会の移転であろうと筆者は説明している。国会の移転とは新たな国会議事堂を建設することを意味しているが、しかし、それが容易なものではないことを先方に伝えるのも例としている。

たとえば、わが国の現在の国会議事堂の建設過程を、最近「発掘」した格好の資料により、あらためて見てみると、それが国家を挙げての大事業であったことがわかる。それはおそらく21世紀における国会議事堂建設では考えられない規模のものと言えるが、しかも、国会議事堂はときの国家社会を象徴するものだけに、場所、規模、デザイン、費用などについて国民のコンセンサスを得られるものにするのは容易でない。そうした意味で今日的な「難しさ」があると言っていいだろう。ちなみに現在の国会議事堂の建設過程を紹介しておこうというのが、本研究ノートの趣旨である。

#### 1. 懸賞募集の応募要項

現在の国会議事堂が1919年(大正8年)、懸賞の当選案をもとに大蔵省営繕管財局の矢橋賢吉ら

の手により実施設計がまとめられ、1920年に着工、1936年に完成したことはよく知られている。それは延面積5万3466平方 m、日建設計・都市・建築研究所編『新議事堂を考えるために-欧州議事堂調査レポート』は、「気送管、ステンドグラス、扉把手以外は国産品を使用。内外装材は全国から集め」建設されたと紹介している。主要室390、小室を含めると全450室からなると同レポートはしるしていて、その規模の大きさが実感できるが、実はこの部屋の数、その規模まで、当時の臨時議院建築局の懸賞募集応募要項(1918年9月)にしるされていたことはあまり知られていない。そこで、まず同局の懸賞募集応募要項を紹介することにしよう。

#### 議院建築意匠設計懸賞募集規程(ごく一部を除きママ)

- 第1条 臨時議院建築局ハ本規程ニ依リ議院本館ノ建築並敷地内一般配置ニ関スル意匠設計ヲ募集 ス
- 第2条 応募者ハ帝国臣民二限ル
- 第3条 応募ヲ第一次及第二次ニ分ツ、第一次当選者ニ非サレハ第二次募集ニ応スルコトヲ得ス
- 第4条 応募設計ノ提出期限左ノ如シ
  - 第一次 大正8年2月15日正午迄
  - 第二次 大正8年9月15日正午迄

前項ノ期限迄二到達セサルモノハ事由ノ如何二拘ラスクヲ受理セス

- 第5条 応募設計ハ臨時議院建築局(大蔵省構内) ニ提出スヘシ
- 第6条 設計二関スル条件左ノ如シ
  - 一、建築敷地ハ東京市麹町区永田町一丁目二丁目二於ケル付属第一号図面朱線区域トス、但 シ著名ノ部分ヲ以テ其ノ区域ト為スヲ妨ケス
  - 一、本館ハ三層トシ建坪ハ3600坪内外トス、但シ坪数ハ壁真ヲ以テ計算ス
  - 一、建物ハ東方ヲ正面トス
  - 一、建築ノ様式ハ応募者ノ随意ナリトイヘドモ議院トシテ相当ノ威容ヲ保タシムルコトヲ要ス
  - 一、建物ハ耐震耐火及耐久構造トシ建築材料ハ己ムヲ得サルモノノ外本邦産ヲ用フヘシ
  - 一、本館ノ建築総工費ハ500万円(大正2年ヨリ同6年二至ル5箇年平均ノ物価及労銀二依 ル)以内トス、但シ装飾(構造的以外ノモノ)、暖房、通風、電灯、仮設備、造庭其他 付属設備費及事務費ハ之ヲ包含セス
  - 一、本館内二配置スヘキ房室ハ付属所要室数及坪数二依リ其排列ハ尚将来多少の増築ヲモ予 想シ付属第五号間取略図ヲ参考トシテ適当ナル考案ヲ為スヘシ
  - 一、貴衆両院ノ位置ハ付属第五号間取略図ノ通リ建物ノ左翼ヲ貴族院右翼ヲ衆議院トシ中央

部二ハ皇室用其ノ他両院共通ノ室ヲ配置スヘシ

一、門ハ中央正門一箇所貴衆両院正門各一箇所ノ外適当ト認ムル位置ニ诵用門ヲ設クヘシ 第7条 提出スヘキ図面及書類左ノ如シ

第一次

縮尺800分ノ1 一、敷地内一般ノ配置図 一、各階平面図 縮尺400分ノ1 一、立面図(正面、背面、及一側面) 縮尺200分ノ1 一、断面図(議場及中央広間等ヲ含ム縦断面) 縮尺200分ノ1

一、略説明書

第二次 一、敷地内一般ノ配置図 縮尺600分ノ1 一、各階平面図 縮尺200分 / 1 一、立面図(正面、背面、及一側面) 縮尺100分ノ1 一、断面図(議場及中央広間等ノ重要室ヲ含ム縦横断面2面以上) 縮尺100分ノ1 縮尺20分ノ1 一、中央正面主要部詳細図一箇所

一、略説明書

#### 第8条 図面及書類ハ次二定ムル所二従ヒクヲ作成スヘシ

一、透視図(ワットマン・ダブルエレファント)

- 一、図面ハ總テ良好ナル製図紙ヲ用ヒ墨ヲ以テ製図シ寸法ハ日本尺ヲ用フベシ
- 一、文字ハ總テ楷書ヲ用フヘシ、己ムヲ得スシテ外国語ヲ用フル場合ニハ片仮名ヲ以テ記載 スヘシ、寸尺ヲ示ス数字ニ限リ西洋数字ヲ用フヘシ

全紙大

- 一、図面ハ诱視図ノ外一切著色スヘカラス
- 一、配置図二於ケル建物ノ平面ハ単二外廊線ノミトシ本館、付属建物其ノ他門、庭園及道路 等ヲ現スヲ要ス
- 一、平面図二於ケル柱壁等ノ断面ハ濃墨ヲ以テ塗抹シ造付ノ座席家具ハ之ヲ記入スヘシ
- 一、図面二記入スヘキ各室ノ名称及坪数等ハ番号符号等ヲ用ヒス直接其ノ位置二記入スヘシ
- 一、立面図及詳細図ハ各部ノ意匠ヲ明瞭ナラシムル為角度45度ノ光線ヲ以テ投影及陰影ヲ淡 墨ニテ現スヘシ
- 一、断面図二於ケル壁、床、天井等ノ断面ハ其ノ輪郭ヲ太キ墨線ニテ描キ淡墨ニテ塗抹シ其 ノ内部ノ構造ヲ示スニ及ハス
- 一、透視図ハ単色ヲ以テ仕上ケ其ノ画面ハ本館ノ東北隅ト一致シ且建物ノ東正面ト30度ノ角

度ヲ保タシメ其ノ視点(駐立点)ハ建物ノ同一隅ヨリ300尺ノ距離ニシテ其ノ水平線ハ 第二階(主階)ノ床上端ト一致セシムヘシ

- 一、略説明書ハ主トシテ設計ノ説明ニ止メ其ノ意匠ノ要旨材料及構造ノ概略ヲ簡明に記載ス ヘシ仕様書類似ノ明細ナルモノハ之ヲ要セス
- 第9条 図面及書類二ハ總テ署名二代フル二暗号ヲ記載シ別二暗号ノミヲ表記セル封筒内に当選ノ 通知ヲ受ケ又ハ図書類ノ還付ヲ受クヘキ者ノ住所氏名ヲ明記シタル紙片ヲ封入シテ之レニ 添付スヘシ尚該封筒内二ハ別封トシテ応募者ノ住所、職業氏名及暗号ヲ明記シタル紙片ヲ 封入シ其ノ表面ニハ当該暗号ノミヲ記載スヘシ第一次応募者ニシテ当選セサル場合ニハ此 ノ別封ハ開封セス図書類ト共ニ之ヲ還付スヘシ、第一次二用ヒタル暗号ハ之ヲ第二次二用 フヘカラス
- 第10条 図面及書類ハ一括シテ堅牢ナル容器ニ納メ厳封ヲ施シ表面ニハ宛名、応募者ノ暗号及応募 設計タルコトヲ表示スル文字ノ外記載スヘカラス
- 第11条 設計其ノ他応募二要スル一切ノ費用ハ応募者ノ負担トス
- 第12条 応募設計ハ審査ノ上当選者ヲ定メ左ノ賞金ヲ交付ス

第一次当選

20個 各金1000円

第二次当選

 1等賞
 金1万円

 2等賞
 金6000円

 3等賞
 各会3000円

賞金ハ第二次当選者決定ノ後二交付ス、第一次当選者ニシテ第二次募集ニ応セサルトキ ハ賞金ヲ交付セス但シ本人ノ死亡其ノ他特別ノ事由アリト認ムルモノハ此ノ限リニ在ラス、 第二次当選者ニハ第一次当選ノ賞金ヲ交付セス

- 第13条 左ノ各号ノーニ当ルモノハ之ヲ無効トス
  - 一、他人ノ意匠ヲ剽窃シ若ハ模写セリト認メタルモノ
  - 一、不正ノ手段方法二依ル設計ナリト認メタルモノ
  - 一、其ノ他本規程ノ重要ナル事項ニ違反セリト認メタルモノ
- 第14条 審査員ハ募集ニ加ハリ若ハ応募者ニ幇助ヲ與フルコトヲ得ス
- 第15条 審査ニ対シテハ説明ヲ求メ又ハ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得ス
- 第16条 審査ノ結果ハ第一次ハ大正8年4月15日迄、第二次ハ大正8年12月15日迄ニ官報ヲ以テ之 ヲ発表スヘシ

- 第17条 賞金ハ之ヲ本人ニ交付ス若シ本人死亡シタルトキハ之ヲ相続人ニ交付ス
- 第18条 賞金ハ大正8年12月16日ヨリ大正9年3月31日迄二臨時議院建築局ニ之ヲ請求スヘシ
- 第19条 当選設計ノ図書及其ノ意匠ハ臨時議院建築局ノ所有ニ帰スルモノトス
- 第20条 当選者/意匠設計トイヘドモ実行/場合二於テハ之ヲ取捨変更スルコトアルヘシ
- 第21条 当選セサル設計図書ハ臨時議院建築局ノ費用ヲ以テ之ヲ還付スヘシ
- 第22条 臨時議院建築局ハ応募設計図書ノ保管及還付二関シ充分ノ注意ヲ為ストイヘドモ万一損 害ヲ生シタル場合ニハ總テ其ノ責ニ任セス
- 第23条 第一次当選及第二次応募ノ図面並書類ノ全部若ハ第二次当選者決定ノ後ニ於テ之ヲ公表スルコトアルヘシ

# 第24条 付属図面及書類左ノ如シ

- 一、第一号 敷地測量図 一葉
- 一、第二号 敷地付近市街図 一葉
- 一、第三号 敷地高低測量図 二葉
- 一、第四号 敷地地質調査及耐圧試験成績図 一葉
- 一、第五号 間取略図 三葉
- 一、所要室数及坪数
- 一、応募者心得書物
- 一、審査長ハ臨時議院建築局長官ヲ以テ之ニ充ツ
- 一、審査員左ノ如シ

臨時議院建築局参与官	柳田	国男
臨時議院建築局参与官	寺田	栄
臨時議院建築局常務顧問工学博士	塚本	靖
臨時議院建築局常務顧問工学博士	丹羽	鋤彦
臨時議院建築局常務顧問	山下县	<b>岑</b> 次郎
臨時議院建築局常務顧問工学博士	辰野	金吾
臨時議院建築局常務顧問工学博士	横河	民輔
臨時議院建築局顧問工学博士	古市	公威
臨時議院建築局顧問工学博士	中村達	產太郎
臨時議院建築局顧問	正木	直彦
臨時議院建築局顧問工学博士	曽弥	達蔵
臨時議院建築局技師	矢橋	賢吉

# 所要室数及坪数表

# 貴族院/部・二階(主階)

<ul> <li>議場のでは、</li></ul>		I	\ <u></u>	···	лотить —	
<ul> <li>職当</li></ul>	*** ***	坪 数	室 数	5	至 名	室
議長席         一席         議場正面中央=設り           書記官長席         一席         議長席/右側=設り           演         一席         議場正面議長席/前方=設り           演         一席         議場正面議長席/前方=設り           速記者席         四席         適宜/前方=一階宛向に合む設り速記者/一階/控室3リョ 直た其/席:出入JK1/A           国務大臣及政府委員会席         右左各約二○席         議長席/左右二列=設り尚其/後方:相当/空所ヲ存スルヲ要           議長室         一         一           正族室         一         一           副議長室二株近シン⇒設り         書記官長室 一           書記官長室         一         一           一書記官長室         一         一           一書記官長室         一         一           書記官長室         一         一           議長室に隣接ヶ汚設り         書記官長室の附近ニ設り           議場及書記官長室附近ニ設り         議場及書記官長室附近ニ設り           議場及部屋/附近ニ設り         議場及部屋/附近ニ設り           部室         一         一           市場の         第場の部屋の付近の設り           市場の         本         本           本         一         本           本         一         本           本         一         本           本         一         本           本         一         本           本         一	議席四百五十席ヲ演壇ヲ中心トシテ孤状階段形ニ排列シ通路共 席当坪数四合六勺以上トス議席ハ六席迄ヲ連続センムルコトヲ得	=-0	<b>→</b>	場		議
書 記 官 長 席	議場正面議長席後方中央ニ設ク但シ坪数ハ議場坪数中ニ包含セス	七		座		玉
書記官 医席         六席         書記官長席:接近シテ設ク           演         壇         一席         議場正面議長席/前方=設ク           演         宣         一席         議場正面議長席/前方=設ク           演         宣         一度         資地/前方=二階宛向に合セー設ク速記者/一階/控室ョリュ直チ其/席=出入以上/X           国務大臣及政府委員会席         右左各約二○席         議長席/左右二列=設/尚其/後方=相当/空所ヲ存スルヲ要           議         長室         一         一         議長室に持近シテ設ク           副議長室         一         一         議長室階接シテ設ク           書記官長室         一         一         副議長室=隣接シ若/其/附近=設ク           書記官長室         一         一         書記官室附近=設り           事記官室         一         一         書記官室所近=設り           議場及部屋/附近=設り         議場及部屋/附近=設り         書記官室別近=設りよりはり           議場股部室 / 所に         一         会三〇         シメが月フ要ス(担)・一部分ヲー階=設別・フリントス(日と)・アナ略同一トシ且各人メメリカラ東ス(セン・部分・フー階・設別・フトルス・フリン・フリン・フリン・フリン・フリン・フリン・フリン・フリン・フリン・フリン	議場正面中央ニ設ク	一席		席	長	議
速 記 者 席	議長席/右側ニ設ク	一席		席	記官長	書
<ul> <li>速 記 者 席</li> <li>四席</li> <li>適達/前方二階宛向比合セニ設ケ速記者ハ一階/控室ヨリ直チュ其/席ニ出入スパチ/トス</li> <li>国 務 大 臣 及 政府委員会席</li> <li>益 長 室 一 三五 議場に接近シとト往復至便けん位置に設り</li> <li>応 接 室 ー 一七 議長室 所近に設り</li> <li>正 接 室 ー 一七 議長室 所近に設り</li> <li>正 接 室 ー 一十 議長室 下談り</li> <li>書 記官 長 室 ー 一十 議長室 下談り</li> <li>書 記官 長 室 ー 一十 議長室 下談り</li> <li>書 記官 長 室 ー 一十 議長室に隣接シ 活り、</li> <li>書 記官 長 室 ー 一十 議場及書記官長室 所近に設り</li> <li>議 事 課 ー 三五 議場及書記官長室 所近に設り</li> <li>議 事 課 ー 三五 議場及書記官長室 所近に設り</li> <li>議 員 脱 帽 室 適宜</li> <li>適宜</li> <li>一 書記官を室 アート 書記官室 所近に設り</li> <li>議場及部屋 / 附近にテ本館出入に当り至便けい位置に設り一一合三 勺以上 トス但シー部分 ラー階に設り / 7月 / 7</li></ul>	書記官長席二接近シテ設ク	六席		席	記官	書
連 記 者 席	議場正面議長席ノ前方ニ設ク	一席		壇		演
<ul> <li>政府委員会席</li> <li>議長室 - 三五</li> <li>議場-接近シ之ト往復至便州位置-設ク</li> <li>職長室 - 一七</li> <li>議長室・接近テ設ク</li> <li>副議長室 - 一七</li> <li>議長室・勝接テア設ク</li> <li>書記官長室 - 一七</li> <li>議長室・隣接テア設ク</li> <li>書記官長室 - 一七</li> <li>議長室・隣接テア設ク</li> <li>書記官長室 - 一十</li> <li>書記官長室・隣接テア設ク</li> <li>書記官長室・ 一八</li> <li>書記官長室・隣接テア設ク</li> <li>書記官長室・隣接テア設ク</li> <li>議場及書記官長室附近-設ク</li> <li>議場及書記官長室附近-設ク</li> <li>議場及部屋ノ附近-テ本館出入-当リ至便州位置-設ケーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー・シューーーー・シューーーーーー・シューーーーー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューーー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シューー・シスーー・シューー・シュ</li></ul>	演壇/前方=二階宛向と合せ=設ケ速記者ハ一階/控室ヨリ坑道ニ由直チニ其/席=出入スルモノトス	四席		席	記者	速
<ul> <li>応接室 ー ー七 議長室-接近デ設ク</li> <li>副議長室 ー ー七 議長室附近二設ク</li> <li>応接室 ー ー六 副議長室-隣接デ設ク</li> <li>書記官長室 ー ー八 書記官長室-隣接デ設ク</li> <li>書記官長室 ー ー八 書記官長室-隣接デ設ク</li> <li>議事 課 ー 三五 議場及書記官長室附近二設ク</li> <li>議場及書記官長室附近二設ク</li> <li>議場及書記官長室附近二設ク</li> <li>議場及書記官長室附近二設ク</li> <li>議場及書記官長室附近二設ク</li> <li>議場及書記官長室附近二設ク</li> <li>議場及部屋/附近二寺本館出入二当リ至便ナル位置二設ケーーー合三勺以上トス但シー部分ヲー階ニ設クルヲ妨ァス</li> <li>部室力、各三○ 対外カヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テラが、対サカヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テラが、対サカヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テラが、対サカリア・シュを対しています。</li> <li>・ 本部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設ク</li> <li>議員の方と方の方と表示を対しています。</li> <li>・ 本部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設ク</li> <li>・ 本部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノが近ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近ニ設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近二設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近二設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近二設ク</li> <li>・ 本部室ノ附近二設ク</li> <li>・ カーのまる所と議場ノ附近二設ク別ニ小食堂一室ヲー階ニ設クルモノトス</li> <li>・ 本記の大手を表すした。</li> <li>・ 本記の大手を表すると表すした。</li> <li>・ 本記の大手を表すると表すした。</li> <li>・ 本記の大手を表すると表すが表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると</li></ul>	席 議長席/左右二列二設5尚其/後方二相当/空所7存スルヲ要ス	右左各約二〇席				
副議長室 一         一七         議長室附近二設り           応接室 一         一六         副議長室ニ隣接シテ設り           書記官長室 一         一七         議長室ニ隣接シテ設り           書記官長室 一         一八         書記官長室に隣接シ若ハ其/附近ニ設り           議事 課 一         三五         議場及書記官長室附近ニ設り           応接室 一         一六         書記官室附近ニ設り           議場及書記官長室附近ニ設り         一六         書記官室附近ニ設り           議場及部屋/附近ニ設り         一十         一十           議場及部屋/附近ニシー部分ヲー階ニ設りハヲカケー・シ且各シメサルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テ         一トシ且各シメサルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テ           がカナリ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テ         「おっと」・カース         「おっと」・カース           議場及部室/附近ニ設り         「本部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設り         「本部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設り           市内 改 面 所         一         一         議院洗面所及整衣所トシ議場/附近ニ設り           市内 談室 一         一五         議院洗面所及整衣所トシ議場/附近ニ設り           市内 設室 一         一五         一方         第場に設り           市内 設 室 一         一五         「おりにより、         第場に設り           市内 設 室 一         一五         「おりにより、         「おりにより、           市内 ご設り         「おりにより、         「おりにより、         「おりにより、           市内 ごとり、         「おりにより、         「おりにより、         「おりにより、           市内 ごとり、         「おりにより、         「おりにより、         「おりにより、	議場ニ接近シ之ト往復至便ナル位置ニ設ク	三五			長	議
<ul> <li>応接室</li></ul>	議長室ニ接近シテ設ク	一七	_			
書 記 官 長 室	議長室附近二設力	一七	_	室	議長	副
書記官室 ー         一八         書記官長室に隣接>若ハ其/附近ニ設ク           蔵事 課 ー         三五         議場及書記官長室附近ニ設ク           応接室 ー         一六         書記官室附近ニ設ク           議場及部屋/附近ニみ本館出入ニ当り至便力が位置に設ケーークニウ以上トス但シー部分ヲ一階ニ設かり対かっな         議場及部屋/附近ニみクを室/大り略同ートシ且各分を大り取りによりを室の大りをできます。           部室 カ 各三○         シメリトヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルへキヲ以まりがります。           房 備室 ニ 各三○         将来部室トシで使用スり見込/モノ           議員 応接室 ー         一七         部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設ク           茂 面 所 ー         一         議場及部室/附近ニ設ク           内 談 室 ー         五         議院洗面所及整衣所トシ議場/附近ニ設ク の	副議長室二隣接シテ設ク		_	室	接	応
議事         課         一         三五         議場及書記官長室附近二設り           応接室         一         書記官室附近二設り           議員脱帽室         適宜         議場及部屋/附近二赤館出入二当リ至便が位置二設ケーーーの三勺以上トス但シー部分ヲ一階ニ設かが方ス           部室         九         各三○         メオルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルトキヲ以まるが、対サルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルトキヲ以まるが、対サルラ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルトキヲ以まるが、対サルチョスのは、対サル・大・ス           予備室         二         各三○         将来部室トシテ使用スル見込ノモノ           議員応接室         一         一         議場及部室ノ附近二設り           及洗面所         一         一         議場及部室ノ附近二設り           内、淡室         一         五         議院洗面所及整衣所トシ議場/附近二設り           内、淡室         一         五         議院洗面所及整衣所トシ議場/附近二設り           別ニハ食堂一室ヲー階ニ設りルモノトス         関ニの一階室ト連絡セリル位置ニ設り         別ニハ食堂一室ヲー階ニ設りルモノトス           配膳室         一         食堂二隣接シ食料品昇降器ヲリテ厨房配膳室ト連絡センム	議長室ニ隣接シテ設ク	一七	_			
<ul> <li>応接室 ー 一六 書記官室附近二設り</li> <li>議場及部屋/附近二テ本館出入二当リ至便力が置こ設ケーー合三勺以上トス但シー部分ヲ一階ニ設か月が方ス</li> <li>部室 九 各三○ ジメリカヲス但シ部室間/間仕切か将来移動スルコトアルヘキヲ以まりが構造トスルモノトス</li> <li>予備室 ニ 各三○ 将来部室トシテ使用スル見込/モノ</li> <li>議員応接室 ー 一七 部室及外部トノ連絡至便/位置ニ設り</li> <li>議員 便 所 及洗面所 ー 一 議院洗面所及整衣所トシ議場/附近二設り</li> <li>水 室 ー 五 議院洗面所及整衣所トシ議場/附近二設り</li> <li>成 資 堂 ー 九○ 部室ノ附近二設り</li> <li>議場全でをフートのでは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、とは、まず、まず、とは、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、</li></ul>	書記官長室ニ隣接シ若ハ其ノ附近ニ設ク		_	室	記官	書
議員 脱 帽 室 適宜 適宜	議場及書記官長室附近ニ設ケ	三五	_			議
適宜   適宜   適宜   一合三勺以上トス但シー部分ヲ一階ニ設クハヲ妨ケス   議院/控室ニ充ッ議場附近ニ設ケ各室/大サ略同一トシ且各/ シメサルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以シ易ナル構造トスルモノトス   予 備 室 二 各三○   将来部室トシテ使用スル見込/モノ   議員応接室 ー		一六	_	室	接	応
<ul> <li>部 室 九 各三○ シグルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以える 易力ル構造トスルモノトス ・</li></ul>	議場及部屋/附近ニテ本館出入ニ当リ至便ナル位置ニ設ケ一人当坪一合三勺以上トス但シー部分ヲ一階ニ設クルヲ妨ケス	適宜	適宜	室	員 脱 帽	議
議員応接室       一       部室及外部ト/連絡至便/位置=設ク         議員便所及洗面所       一       議場及部室/附近=設り         化粧室       一       五         内談室       一       一         議場に近の一階炊事場ト連絡至便ナル位置=設り別ニ小食堂一室ヲ一階=設りにトノトス       別ニ小食堂一室ヲ一階=設りにノトス         配膳室       ー       食堂=隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡センム	議院/控室ニ充ツ議場附近ニ設ケ各室/大サ略同一トシ且各所ニ散在シメサルヲ要ス但シ部室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テ成ルヘケリ易ナル構造トスルモノトス	-	, -			部
議員 便 所 及 洗 面 所       一       一二       議場及部室/附近二設ク         化 粧 室 一 五 議院洗面所及整衣所トン議場/附近二設ク       五 部室/附近二設ク         内 談 室 一 一五 部室/附近二設り       議場二近ク一階炊事場ト連絡至便力ル位置二設ク別ニ小食堂一室ヲ一階ニ設クルモノトス         配 膳 室 一 食堂二隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡セシム	将来部室トシテ使用スル見込ノモノ	各三〇	二			
及洗面所     一     議場及部室/附近=設り       化粧室     一     五     議院洗面所及整衣所トシ議場/附近=設り       内談室     一     一     部室/附近=設り       議場=近り一階炊事場ト連絡至便ナル位置=設り別ニ小食堂一室ヲ一階=設りトとノトス     別ニ小食堂一室ヲ一階=設りトノトス       配膳室     一     食堂=隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡セシム	部室及外部1/連絡至便/位置二設ク	一七	_	室	員 応 接	議
内 談 室	議場及部室/附近二設ク	<b>→</b> <u>=</u>	<u> </u>			
議場ニ近ケー階炊事場ト連絡至便ナル位置ニ設ケ別ニ小食堂一室ヲ一階ニ設クルモノトス       配膳室     一       食堂ニ隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡センム	議院洗面所及整衣所トシ議場ノ附近ニ設ク	<u>Ti.</u>	_		-	化
議員食堂       一       九○       別ニ小食堂一室ヲ一階ニ設クルモノトス         配膳室       一○       食堂ニ隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡センム	部室/附近二設ク	一五	_	室	談	内
		九〇	<b>→</b>	堂	員 食	議
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	食堂ニ隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡センム	-0	_	室	膳	配
	食堂附近二設力	-0		室	茶	喫
医務室 一 五 議場附近二設ク	議場附近二設ク	五.	_			医
階 段 室 適宜 適宜		適宜	適宜	室	段	階

# 三階

室		名	室 数	坪 数	摘要
傍	聴	席			議場上部/周囲ニ於テ所要/座席ヲ設クルニ足ルヘキモノトシ已ムヲ得サル場合ニハニ層トスルヲ妨ケス但シ御座所上及議長席後方ニハ之ヲ設ケサルコト
御	座	所	_	一六	議長席/向正面中央ニ設ク
皇	族	席	_	七	議長席/向正面=設ク

室 名	室 数	坪 数	摘要	
傍 聴 席		計七二五席	外交官(約三十五席)議員(約四十五席)官吏(約四十五席)公衆(約五百席)及新聞記者(約百席)用トス新聞記者席ニハ各造付卓子ヲ備フルモノトスス新聞記者席ニハ一席当坪数三合以上トシ其他ハ同二合以上トス	
傍聴人控室	適宜	計一〇〇	傍聴席後方ニ設ケ専用階段ニ由リ傍聴人入口ニ連絡セシム但シ他/交通ヲ成ハヘク遮断スハコトナカラシムヘシ	
洗面所便所	_	<u> </u>	傍聴人用トシテ傍聴席附近ニ設ク	
内 談 室	11	各一五	委員室附近二設ク	
新聞記者控室	1	=0	新聞記者傍聴席ニ連絡至便ニシテ且新聞記者事務室ト連絡便利ナル 位置ニ設ク	
	_	九〇	予算委員会トシテ設ク	
	$\equiv$	各四〇		
委 昌 会 室	$\equiv$	各三五	禾昌安 /明什切wé 支打 み處フリコトマリヘナコトンニ式ルヘカ館畄キル株准トフ	
安貝云至	六	各三〇	委員室/間仕切ハ将来払改廃スルコトアルヘキヲ以テ成ルヘク簡単ナル構造トス ルチントス	
	六	各一五坪乃 至二〇坪	NU/ PA	
洗面所便所	_	-=	各委員室二對〉略中央二設ク	
喫 茶 室	_	$\rightarrow$ O	予算委員室附近二設/	
委 員 課	_	四五	委員室附近ニテ階下事務室トシ連絡便利ナル位置ニ設ク	
応 接 室	1	一五		
電 話 室	_	$\rightarrow$ O	議員及事務員用トシテ便利ナル位置ニ設ク	
書庫	_	四五	室内ヲ二層ニ分ケ書架ヲ排列ス但シ本室ハ図書閲覧室ト共ニ将来之館外ニ移シ其跡ハ委員室其他ニ使用スルモノナレバ仮書庫トシテ適当/位置ニ設クルモノトス	
図書閲覧室	_	=0	書庫ニ隣接シテ設ク	
階 段 室	適宜	適宜		

# 一階

室		名	室 数	坪 数	摘 要
速	記	課	1	t0	職場ト連絡至便ナル位置ニ設ク但シ速記者ハ坑道ニ由リ速記者席へ直接出入スルモノトス
庶	務	課	四	計一一五	成ルク大北室トン館外ト/交通便利北位置ニ置キ会計掛仕払所ヲ設ケ 又傍聴券交付室ニ隣接シテ支室ヲ設ク
謄	写	室	1	$\rightarrow$	庶務課附近二設ク
守	衛	室	1	二五	守衛掛及同宿直室トシテ議員用正面昇降口附近ニ設ク
守 往	衛 詰	所	1	各七	公衆出入/取締ニ適当ナル要所ニ設ク
宿	直	室	_	七	守衛詰所ニ隣接シ館外トノ交通便利ナル位置ニ設ク
柳 宏	<b>≠ ⇔</b> ÷	+ 라	1	二五	警察官詰所及警察官室ニンテ議員用正面昇降口附近ニ設ク
音分	マ 官 i	百川	_	$\rightarrow$ $\bigcirc$	傍聴人昇降口附近ニ設ク
傍聴	券交	付室	_	七	傍聴人ハ通用門ヨリ入リ傍聴券交付室ヲ経テ便利ナル位置ニ設ケラレタル
傍聴	人昇	降口	_	適宜	昇降口ヨリ館内ニ入ルヘキヲ以テ之ニ適当ナル位置ニ設クルモノトス
下足 置	及携	帯品場	1	三〇	傍聴人昇降口脇=設ク
傍聴	人脱	帽室	適宜	適宜	傍聴人昇降口並下足及携帯品置場附近二設ケ一人当坪数六勺 以上トス
事務	員応	接室	_	一五	各課ニ便利が位置ニ設ク
事務	5員1	全 堂		一七	
事務	員宿	直室	_	$\rightarrow$ $\bigcirc$	

室 名	室 数	坪 数	摘 要
事務員洗面所			
便 所	_	<b>→</b> ○	
化 粧 室	_	Ŧi.	
議員小食堂	適宜	三〇	炊事場附近ニテ階上議員用諸室ト進絡便利ナル位置ニ設ク
酒保及雑貨室	九	一八	
理髪室	=	一八	階上トノ連絡便利ナル位置ニ相接近シテ設ク
浴室	_	一七	
議員洗面所			
便 所	_	-=	
議員脱帽室	適宜	適宜	成ルヘク二階ニ置キ巳ムヲ得サルトキハ本階ニモ分置スルコトヲ得
炊 事 場	_	三〇	
配 膳 室	_	-0	炊事場ハ一階二階各食堂トノ連絡及館外トノ交通利便ナル位置ニ設ケ
食 器 室	_	-0	配膳室、食器室及洗場ハ炊事場ニ隣接又ハ接近シテ設ク
洗場	_	-0	
使 丁 室	_	三五	館外トノ交通便利ナル位置ニ設ケ湯沸所及洗場ヲ含ムモノトス
電 話 室	_	Ŧi.	
給 仕 室	_	八	
食料品貯蔵所	適宜	二五	炊事場附近/乾壕外ニ設クルコトヲ得
使丁洗面所	_	-0	炊事場及使丁室附近/乾壕外=設クルコトヲ得
便 所	_	五	使丁室附近/乾壕外二設クルコトヲ得
使 丁 浴 室	_	Ξ.	使丁室附近/乾壕外ニ設クルコトヲ得
倉 庫	適宜	計一五〇	共通/部一階適当/位ニモ設クルコトヲ得
配気室	適宜	適宜	気温及湿度調節/室トス議場床下ヲ以テ之ニ充ツル見込トス
混 気 室	_	一六〇	議場床下ヲ以テ之ニ充ツル見込トス
階 段 室	適宜	適宜	
貴族院車寄	_	適宜	貴族院翼正面中央ニ設ク
玄   関		適宜	車寄ニ連続シテ設ク
昇 降 口	適宜	適宜	事務員公衆傍聴人等/各専用入口ヲ適宜/位置ニ設ケ

# 衆議院ノ部・二階(主階)

170 - 171				
室 名	<b>7</b>	室 数	坪 数	摘 要
	場	1	=-0	議席四百五十席ヲ演壇ヲ中心トシテ孤状階段形ニ排列シ通路共一 席当四合六勺以上トス議席ハ六席迄ヲ連続センムルコトヲ得
長	席		一席	議場正面中央ニ設ク
記官長	席		一席	議長席ノ右側ニ設ク
記 官	席		六席	書記官長席ニ接近シテ設ク
	壇		一席	議場正面議長席ノ前方ニ設ク
記者	席		四席	演壇/前方ニ二階宛向ヒ合セニ設ケ速記者ハ一階/控室ヨリ坑道ニ由リ直チニ其/席ニ出入スルモ/トス
			右左各約二〇席	議長席/左右二列二設ケ尚其/後方二相当/空所ヲ存スハヲ要ス
長	室	_	三五	議場ニ接近シ之ト往復至便ナル位置ニ設ク
接	室	_	一七	議長室二接近シテ設ク
議長	室	_	一七	議長室附近二設ク
接	室	_	一六	副議長室二隣接シテ設ク
記官長	室	_	一七	議長室ニ隣接シテ設ク
記官	室	_	一八	書記官長室ニ隣接シ若ハ其ノ附近ニ設ク
	<ul><li>記記 記 務府 議 接官</li><li></li></ul>	場 席席       長官       記記       記表表長接長       接長       長長長長       長長長長       長長長       長長長       長長長       長日       長日       長日       長日       日本       日本	場	場

室	名	室 数	坪 数	摘 要
議事	課		四五	議場及書記官長室附近二設ク
応 接	室		一六	書記官室附近二設力
議院脱巾	冒室	適宜	適宜	議場及部屋/附近ニテ本館出入ニ当リ至便ナル位置ニ設ケ一人当坪数 一合三勺以上トス但シー部分ヲ一階ニ設クルヲ妨ケス
議員応払	妾室	_	一六	控室ニ近キ適当ノ位置ニ設ク
			四五	タエルペルをウーナの発用でいた。これとタラに、地・ナン、ルルエルコ
		=	各四○	各政党/控室ニ充ツ議場附近ニ設ケ各所ニ散在セシメリルモノトス
		1	三五	控室間/間仕切ハ将来移動スルコトアルヘキヲ以テ成ヘク簡易ナル構造トスルコト     大控室ニハ成ルヘク幹部室ヲ隣接センムルコト
議員控	室	四	各二〇	人工主气/0%/0.人共中五三/647年C/2007L
			二七	
		四	各一〇乃	幹部室ニ充ツ
		ഥ	至一五坪	
議 員 便及 洗 面		1	11	議場及部室ノ附近ニ設ク
化 粧	室	_	五	議院洗面所及整衣所トシ議場ノ附近ニ設ク
議員食	堂		九〇	議場ニ近ク一階炊事場ト連絡至便ナル位置ニ設ク
配 膳	室		$\rightarrow$	食堂ニ隣接シ食料品昇降器ヲ以テ厨房配膳室ト連絡セシム
喫 茶	室	_	<b>-</b> O	食堂附近二設ク
医 務	室	_	五	議場附近ニ設ク
階 段	室	適宜	適宜	

# 三階

室	名	室 数	坪 数	摘要
傍聴	席			議場上部ノ周囲ニ於テ所要ノ座席ヲ設クルニ足ルヘキモノトシヒムヲ得サル場合
1万 4心	ЛΤЭ			ニハ二層トスルヲ妨ケス但シ御座所上及議長席後方ニハ之チ設ケサルコト
皇 族	席	_	八	議長席/向正面ニ設ク
傍聴	席		計一一二二席	外交官(約二十五席)議員(約三十五席)官吏(約四十五 席)公衆(約千席)及新聞記者(約百席)用トス新聞記者席ニ ハ各造付卓子ヲ備フルモノトスス新聞記者席ハ一席当坪数三合以上トシ 其/他ハ同二合以上トス
傍聴人哲	空室	適宜	計一〇〇	疾ルの同二日以上で 傍聴席後方ニ設ケ専用階段ニ由リ傍聴人入口ニ連絡センム但シ他ノ交 通ヲ成ルヘク遮断スルコトナカラシムへシ
洗面所便	見 所	_	<u></u>	傍聴人用トシテ傍聴席附近ニ設ク
新聞記者打	空室	1	O	新聞記者傍聴席ニ連絡至便ニシテ且新聞記者事務室ト連絡便利ナル 位置ニ設ク
		1	九九	予算委員会トシテ使用ス 室内適当/位置ニ 「ガレリー」ヲ設ケ傍聴席(約百席)ニ充ツルモ/トス
		_	各四〇	
委員会	<b>4</b>	11]	各三五	
安 貝 云	主	六	各三〇	委員室/間仕切ハ将来払改廃スルコトアルヘキヲ以テ成ルヘク簡易ナル構造トス
		六	各一五坪 乃至二〇坪	ルモノトス
		11]	各一七	
洗面所便	更所	1	<b>-</b> :	各委員室ニ對シ略中央ニ設ク
喫 茶	室		$\rightarrow$ $\bigcirc$	予算委員室附近二設力
委 員	課		四五	委員室附近ニテ階下事務室トシ連絡便利ナル位置ニ設ク
電 話	室	_	=0	議員及事務員用トシテ便利ナル位置ニ設ク

室	名	室 数	坪 数	摘要
図書	閲覧室	_	三〇	主トシテ議員ノ図書閲論用ニ充ツ一階書庫ト連絡通路ナル位置ニ設ク但 シ本室ハ将来書庫ト共ニ之ヲ館外ニ移シ其跡ノハ委員室ノ類ニ使用スル見 込ナリトス
階	シ 室	適宜	適宜	

# 一階

室 名	室数	坪 数	摘要
\+ == am		1.0	職場ト連絡至便ナル位置ニ設ク但シ速記者ハ坑道ニ由リ速記者席へ直
速 記 課	_	七〇	接出入スルモノトス
校 正 室	_	=0	速記課ニ隣接シテ設ク
rt 74 30	_	21 2 7	成ルヘク大ナル室トシ館外トノ交通便利ナル位置ニ置キ会計掛仕払所ヲ設ケ
庶 務 課	三	計八五	又傍聴券交付室ニ隣接シテ支室ヲ設ク
<b>卢</b> 英 計 武	_	三〇	公衆通路/附近二設ケ面会人受付二兼用ス
守衛詰所	_	各七	公衆出入/取締ニ適当ナル要所ニ設ク
警 務 課	_	二五	正面昇降口附近ニ設ク
宿 直 室	_	=0	正面昇降口附近二設力
警察官幹部 話 所	_	一五	傍聴人昇降口附近ニ設ク
警察官詰所	_	一五	警察官幹部詰所二隣接シテ設ク
傍聴券交付室	_	一五	傍聴人ハ通用門ヨリ入リ傍聴券交付室ヲ経テ便利ナル位置ニ設ケラレタル
傍聴人昇降口	適宜	適宜	昇降口ヨリ館内ニ入ルヘキヲ以テ之ニ適当ナル位置ニ設クルモノトス
傍聴人控室	_	三〇	傍聴人昇降口二隣接シ傍聴人用階段/附近二設ク
傍聴人脱帽室	適宜	適宜	傍聴人昇降口附近ニ設ケ一人当坪数六勺以上トス
事務員応接室	_	一五	各課ニ便利ナル位置ニ設ク
事務員食堂	_	一七	
事務員洗面所			
便 所	_	<b>→</b> ○	
議員洗面所	_	. —	
便 所		-=	
化 粧 室	_	五	
酒保及雑貨室		-0	
理 髪 室		一六	階上トノ連絡便利ナル位置ニ相接近シテ設ク
浴 室	適宜	計二〇	
議員脱帽室	適宜	適宜	成ルヘク二階ニ置キ巴ムヲ得サルトキハ本階ニモ分置スルコトヲ得
炊 事 場		三〇	
配 膳 室		-0	炊事場ハ一階二階各食堂トノ連絡及館外トノ交通便利ナル位置ニ設ケ
食 器 室		-0	配膳室、食器室及洗場ハ炊事室ニ隣接又ハ接近シテ設ク
洗 場		-0	
使 丁 室		五〇	館外トノ交通便利ナル位置ニ設ケ湯沸所及流場ヲ含ムモノトス
電 話 室	_	五	
給 仕 室		一五	
			室内ヲ二層ニ分チ書架ヲ排列ス但シ本室ハ三階図書閲覧室ト共ニ将来
書 庫	_	二五	之ヲ館外ニ移シ其ノ跡ハ事務室トシテ使用スルモノナレバ仮書庫トシテ適当ナル
			位置ニ設クルモノトス
食料品貯蔵庫	_	二五	炊事場附近/乾壕外ニ設クルコトヲ得
燃 料 庫		-0	炊事場及使丁室附近/乾壕外ニ設クルコトヲ得

室		名	室 数	坪 数	摘要
使了便	「洗i	面所所	1	五	使丁室附近/乾壕外=設クルコトヲ得
倉		庫	適宜	計一二五	共通/部一階適当/位ニモ設クルコトヲ得
配	戾	室	適宜	適宜	気温及湿度調節/室トス 議場床下ヲ以テ之ニ充ツル見込トス
混	気	室	_	一六〇	議場床下ヲ以テ之ニ充ツル見込トス
階	段	室	適宜	適宜	
衆請	養院』	車 寄	_	適宜	衆議院翼中央ニ設ク
玄		関	1	適宜	車寄ニ連続シテ設ク
昇	降	П	適宜	適宜	事務員公衆傍聴人等/各専用入口ヲ適宜/位置ニ設ク

# 貴衆両院ノ共通部・二階(主階)

室 名	室 数	坪 数	摘要		
総理大臣室	_	三五	中央主要ナル位置ニ設ク		
大 臣 室 一		=0	総理大臣室ニ隣接シテ設ク		
応 接 室	_	二〇	主トシテ総理大臣用ニ充ツ		
内閣応接室 一		一五	大臣室附近二設ク		
付 属 室	_	二五	大臣室附近二設ク		
内閣付属室		一五	大臣室附近二設ク		
			以上何レモ集合セシメ連絡至便ナラシムコト		
	=	各二五			
政府委員室	=	各二〇	全部相隣接シテ設ク巳ムヲ得サルトキニハ一二室ヲ限リ仮階適当ノ位置ニ之		
以府安貝至	六	各一五坪	ヲ設クルコトヲ得		
		乃至一六坪			
電 話 室	_	Ŧi.			
給 仕 室		五			
帝室階段		適宜			
帝室階段	_	適宜			
帝室玄関	_	適宜	中央正面ニ設ク		
帝室車寄	_	適宜	中央正面ニ設ク		
階 段 室	適宜	適宜			

# 三階

雪	包名	,	室 数	坪 数	摘 要			
便		殿	1	三五	中央主要が位置に設力			
皇	族	室	1	=0	便殿ニ隣接シテ設ク			
貴	賓	室	1	二五	便殿附近ニ設ク			
供	奉 員	室	11	各二〇坪 乃至二五坪	便殿附近=設ク			
化	粧	室	_	⇒l. <i>T</i> *	ナレニ 白 朴 田 丑			
便		所	_	計一五	主トシテ皇族用及貴賓室用ニ充ツルモノトス			
便	殿付属	室	1	-=	便殿=接近シテ設ク			
両	院協議	室	1	五〇	貴衆両院トノ交通便利ナル位置ニ設ク			
付	属	室	1	=0	両院協議室ニ隣接シテ設ク			
帝	室階	段	_	適宜				
階	段	室	適宜	適宜				

## 一階

室	名	室 数	坪 数	摘要
郵 便	電信室	_	$\Xi$	館外トノ交通便利が位置ご設力
印	刷室	適宜	$\rightarrow$	
製	本 室	_	一七	印刷室附近二設ク
工務	技 師 室	_	一五	
工務	掛員室	_	111	工務技師室ニ隣接シテ設ク
工	作 室	_	二五	工務技師室二接近シテ設ク
電話	交 換 室	=	各五	貴衆両院各一室トス
新聞事	l 記 者 務 室	_	八五	館外トノ交通便利力ル位置ニ設ケ適宜之ヲ教室ニ区画スルコトヲ得
洗面	所 便 所	=	各五	
倉	庫	適宜	計一二〇	
配	電 室	適宜	適宜	本館内成ルヘク中央ニ近キ位置ニ設ク
階	段 室	適宜	適宜	
昇	降 口	適宜	適宜	

## 外二

室		夕	室数	坪 数	摘 要	
		111	王 女	 片 奴	响 安	
気	灌	室		七〇	大統中从文化 ) 位置~凯 6/17 之 27 地工 定 1 关 27 1 2 1	
貯	炭	室		$\rightarrow$ $\bigcirc$	本館内外適当ノ位置ニ設ク但シ之ノヲ地下室ト為スコトヲ得	
車	馬置	場		計七〇〇	貴衆両院二区別シ適当/位置二設ク	
供待所及便所			計八〇	車馬置場附近又ハ之ニ連続シテ設ク		

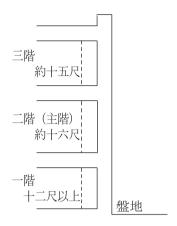
#### 備考

廊 下 交通頻繁又ハ主要ナル廊下ハ其ノ幅十二尺以上トス

昇降機 階上下ノ連絡至便ナル位置二之レヲ設クルコトヲ得本表中二揚クル各室坪数ハ大体ノ標準 ヲ示シタルモノニテ総坪数ニ影響ヲ及ホサルル範囲ニ於テ多少ノ増減ヲ為スルコトヲ得 各室坪数ハ壁真ヲ以テ計算ス

#### 応募者心得書

- 一 敷地ハ西方ヨリ漸次東方二降下セルヲ以テ其ノ地勢ヲ利用シ得ル様設計スルコト
- 二 傍聴人ハ通用門ヲ入リ傍聴人専用ノ入口ヨリ下足及携帯品置場若ハ傍聴人控室ヲ経専用階段ニ 由リ直ニ公衆席ニ達スルモノトシ其ノ通路ハ成ルヘク専用廊下ニ由ルコト
- 三 帝室玄関御車寄馬車出入口ノ内法幅ハ四間以上同高サハ十五尺以上トシ馬車廻シノ勾配ハ二十 分ノー、其ノ「カーブ」ハ六頭立儀装馬車(全長八間)ノ通行二適当ナラシムルコト
- 四 本館各階ノ高サハ議場、「ドーム」及「タワー」其ノ他特権ノ場合ヲ除ク外左ノ通リトス但シ 図中地盤ト記セルハ正面地盤又ノ乾壕底面ノ位置トス



- 五 議場ハ音響ノ透徹ヲ期シ且各席間ノ視線ニ成リヘク障碍ナカラシムルコト
- 六 本館大体ノ構造
  - イ 基礎 鐡筋混凝土地形ノ類タルコト
  - ロ 壁体 繊骨、煉瓦及鐡筋混凝土構造トシ其ノ外部ハ石材装飾瓦等ヲ以テ被覆スルコト
  - ハ 床及屋根 主トシテ鐡骨鐡筋混凝土ヲ以テ構造スルコト
- 七 暖房法ハ熱気及蒸気等ノ中央供給式ヲ採リ通風ハ人工換気法及自然換気法ニ依リ又夏季ニ於テ ハ適当ナル冷気法ヲ行フモノトス
- 八 汽罐室ノ煙突ハ本館ノ外観ヲ害セサル様設計スルコト
- 九 電気及瓦斯ハ外部ヨリ供給ヲ受ルモノトス
- 十 第五号間取略図(略図面)ハ単二各室ノ配列関係ヲ示シタルモノニシテ必ズシモ之ニ拘束セラ ルルヲ要セス
- 十一 署名二代フル暗号ハ各図面及書類一点毎二見易キ位置二之ヲ明記スヘシ 暗号ハ文字ヲ用フヘシ
- 十二 図面及書類ノ容器ハ送付中破損又ハ表記ノ汚損剥離等ナキ様特ニ注意スヘシ
- 十三 応募者設計提出後住所氏名二異動ヲ生シタルキハ其ノ都度書面ヲ以テ通知スヘシ但シ封筒ニ ハ宛名ノ外異動通知ノ四字及暗号ノミヲ記載スヘシ
- 十四 応募者ニシテ建築敷地ヲ踏査セント欲スルモノハ随時臨時議院建築局ニ就キ案内ヲ請フヘシ
- 十五 懸賞募集ニ関スル質疑ハ臨時議院建築局ニ書面ヲ以テ承合スヘシ
- 十六 前項ノ質疑ハ其の都度質疑者ニ回答シ其ノ質疑応答事項ハ同局備付ノ帳簿ニ記載シテ一般応 募者ノ閲覧ニ供シ尚必要ト認ムルトキハ「建築雑誌」「関西建築協会雑誌」「建築世界」等 ニ掲載スルコトアルヘシ

# 2. 懸賞募集に関する質疑応答

以上の募集規程に関して臨時議院建築局は『関西建築協会雑誌』において4回(大正7年=1918年10月の第一輯第12号、同11月の同13号、同12月の同14号、大正8年1月の第二輯第1号)に分けて、「議院建築意匠設計懸賞募集に関する質疑応答」というかたちで、さらに細部の説明を行っている。参考のために、その全文を紹介しておくことにしたい。

- (1) 第一輯第12号分 (ママ)
- 問 議院建築意匠設計応募規程ニハ本館ハ三層建トス、トアレド、立面図意匠上本館ノ一小部分ヲ、 四層建ニナシ、第四層ニ予備室(規程所要室以外)ヲ設ケテ差支ナキヤ
- 答 総工費ノ範囲内二於テ、「ドーム」若クハ、塔ノ如キ部分ヲ、四層以上トナシ、之二所要以外 ノ予備室ヲ設クルハ差支ナシ
- 問(1)立面図調整二関シ、地面ノ高低及之二依リテ生ズベキ物像(樹木、草花壇ノ如キモノ)ヲ 加フルモ差支ナキヤ
  - (2) 立面図ノバック着色、又ハ其ノ他ノ方法二依リ、装飾スルモ差支ナキヤ
  - (3) 立面図調整二関シ背景的物像(例へバ道路ノ一部)ヲ透視画トシテ装飾スルモ差支ナキヤ
- 答(1)建物立面ノ明瞭ヲ害セザル程度ニ於テ附加スルハ差支ナシ
  - (2) 立面図ノ「バック」ハ、募集規程第8条第3項二依リ、總テ潤色スルコトヲ得ズ
  - (3) 第一二同ジ
- 問(1)帝室玄関、並二両院玄関ノ車寄ハ被覆ヲ必要トナスヤ、又ハ露台様ノモノニテ宣シキヤ、 又被覆ヲ必要トナス場合ニハ必ズ家根様ノモノヲ構造ス可キヤ、又ハ庇ニテモ宣シキヤ
  - (2) 混気室ト称スル室ハ如何ナル用ニ使用スル室ナリヤ、又略図ニ示ス如ク、室内ニー本ノ柱 モ設ク可カラザルモノニヤ、又柱を設クヲ得ルトセバ柱間ノ最小距離ハ何間位マデ許サル ルモノナルヤ
- 答(1)帝室玄関、並二両院玄関車寄二ハ被覆ヲ必要トスベシ、其構造及形式ノ選択ハ応募者ノ随 意トス
  - (2) 送気管ヨリ直接二熱空気ヲ議場ニ送ルトキハ、其温度及気流ニ不同ヲ生ズルノ恐レアルヲ 以テ、議場下ニ混気室ヲ設ケ、熱空気ヲ一応本室ニ送リ、能ク混和シ其ノ温度ト気圧トヲ 均一ナラシメ、更ニ各要所ヨリ、議場内ニ送風スル目的に充ツルモノトス
  - (3) 本室内二ハ、議場ノ床ヲ支持スルニ必要ナル柱ハ勿論之ヲ設クルヲ得ベク、其距離ニ何等制限アルコトナシ

- 問(1)両院共、婦人傍聴人ノ便所ハ、室ヲ別ニシテ設クル必要ナキモノナリヤ
  - (2) 政府委員ノ出入口ハ、別二之ヲ設クル必要無キカ
  - (3) 予算委員室ノ傍聴ハ、一般公衆二許サルルモノナリヤ
- 答(1) 室ヲ別ニシテ設クルモ、室内ヲ適当ニ区画シテ設クルモ、随意タルベシ
  - (2) 別二設クルノ必要ナシ
  - (3) 一般公衆ノ傍聴ヲ許サズ
  - (2) 第一輯第13号分(同)
- 問 建物ハ東方ニ面セシムト雖モ東方ハ勾配急ナルヲ以テ帝室用車寄ハ西方ニ設ケ両院議員車寄ハ 西方或ハ北方ニ設クルモ差支ナキヤ
  - 此場合ト雖モ貴族院ハ北方二衆議院ハ南方二位置シ置クベキヤ、又両院議員玄関ハ二階(主階)二設クルモ美支無之候ヤ
- 答 規程第六条二依り建物ハ東方ヲ正面トシ帝室用車寄及貴衆両院玄関ハ正面ニ設クルヲ要ス
- 問 議員脱帽室ハ一室二集合セシムルモ差支ナキヤ
- 答 建坪数二増加ヲ来サザレバ差支ナシ
- 問 議員用大談話室ヲ設クルモ宜敷候ヤ
- 答 建坪数二増加ヲ来サザレバ差支ナシ
- 問 帝室用大階段ハ大廣間二設クルモ差支無之ヤ
- 答 帝室用大階段ハ帝室専用トシー般ノ使用ニ充テズ且ツ其上部ニ通路ヲ設クルヲ許サザルヲ以テ 之ニ適應スレバ差支ナシ
- 問 第六条第一項本舘ハ三層ニシテ三千六百坪内外トスノ意味ハ三層以上ノ上部ノ坪数ノミヲ示ス モノニシテ車寄其他一階ニ於ケル単層ノ部分等ヲ含マスモノナリヤ
- 答 建坪三千六百坪内外トハ層数二関セズ本舘全体ノ建坪ヲ謂ウ
- 問 二百分ノ一断面図二ハ立面図同様陰影ヲ施シテ差支へナキヤ否ヤ
- 答 意匠ヲ明瞭ナラシムル為メ淡墨ヲ以テ陰影ヲ施スハ差支ナシ
- 問 総理大臣其ノ他内閣員政府委員の出入ハ何レノ入口ヲ以テスルモノナリヤ
- 答 各自便宜ノ入口ヨリ出入スルヲ以テ特設スルノ必要ナシ
- 問 車馬置場供待所及汽罐室ヲ本舘外ニ設置スルトセバ何レモ平面及立面図ヲ要スルモノナリヤ或 ハ単ニ配置図中ニ其ノ位置ヲ示セバ足リヤ否ヤ
- 答 配置図中二其位置ヲ示セバ足レリ
- 問 帝室玄関御車寄馬車出入口ノ内法ハ四間以上ト有之候ハ平面略図(第五號ノ一内)帝室玄関ト

- 記載致シ有ル所二御座候ヤ而シテ帝室御馬車ハ此處迄入レ給フ御見込二御座候ヤ又其高サト有ルハ帝室玄関ノ床上端ヨリ天井下端迄ノ事二御座候カ
- 答 所要室数及表中貴衆両院共通ノ部二階(主階)ノ帝室玄関前二設ケラルベキ御車寄出入口ノ内 法寸法ナリ従テ其高サハ同出入口ノ内法高サトス日御馬車ハ玄関内二入ルコトナシ
- 問 勾配ハ二十分ノートアルハ何寸勾配ヲ標準トセルモノナルヤ
- 答 二十尺二對シー尺ノ割合即チ五分勾配ヲ云フ
- 問 六頭儀装馬車ノ巾約何尺程二候ヤ
- 答 六頭儀馬車ノ巾ハ約六尺三寸五分ナリ
- 問 間仕切壁ニテ今後取扱ヒ又ハ取廣ゲ見込アル壁ハ木摺漆喰ト致シテモ宜シキヤ
- 答 簡易ナル防火構造ノ間仕切壁トス

## (3) 第一輯第14号分(同)

- 問 馬車置場及供待場モ議院本館ト同ジク平面正面側面背面断面等ヲ書クモノニ候ヤ否ヤ
- 答 規程第8条第4項二依リ配置図二平面ノ輪郭ト位置ヲ示スノ外必要ナシ
- 問 予想スペキ将来ノ多少ノ増築トハ概略幾坪程迄ノモノニシテ何階位迄ノモノナルベキカ又ソノ 用途ハ如何ナル種類ノモノカルベキカ「所要室数及坪数表」中ニ示シテアル書庫及図書閲覧室 ニ対スル増築ト見テ可ナルカ
- 答 坪数及階数二制限ナク事務室議院控室及委員室等二充ツルモノニシテ書庫及閲覧室ニ対スルモノニアラス
- 問 立面図及詳細図二於テ材料ノ色二差異アルヲ明示スル為二淡墨ヲ以テ濃淡ヲ以テ塗リ分クルモ 差支ナキカ例へバ煉瓦二赤白両色ノモノヲ混用スル場合ノ如シ
- 答 墨ノ濃淡ヲ用フルハ差支ナシ
- 問 貴族院1階二於ケル下足及携帯品置場ト衆議院1階二於ケル傍聴人控室トハ同一用途ノモノナルカ
- 答 室名ノ示ス通リトス
- 問 車馬置場、供待所、及、便所、門、塀等ノ立面図ハ必要ナルカ略シテ差支ナキカ又ハ本館立面 図中ニ入ルベキモノカ別図トシテ可ナルカ或ハ任意ナルカ
- 答 規程第8条第4項二依リ配置図二平面ノ輪郭ト位置トヲ示スノ外立面図ヲ要セズ随テ別図トスルノ必要ナシ但シ建物立面ノ明瞭ヲ害セザル程度ニ於テ其立面ヲ附加スルハ差支ナシ
- 問 帝室玄関馬車寄ハ屋蓋ヲ必ズ要スルモノナリヤ若シ之ヲ欠ク事ヲ得ルモノトスレバ唯単二同所 ヲプラットホウム形ニシテ本館前ニテ馬車ヲ止メ十数段ヲ昇リ同玄関ニ達スルノ設計ニシテモ

#### 差支ナキヤ

- 答 帝室玄関車寄二ハ被覆ヲ必要トスヘシ
- 間 将来増築ノ予定ケ所ヲ平面若クハ配置図中二明記スルノ要アリヤ
- 答 必要ナキモ明記スルハ随意トス
- 問 第一次応募図面200分ノ1立図切断面ニモ影ヲ45度ニ施スヘキヤ
- 答 200分ノ1立図切断面ニハ必要ナシ
- 問 各窓ヲ墨ニテ染メテ差支無之候哉
- 答 差支ナシ
- 問 馬車置場供待所等付属建物ハ平面正側背面及断面等皆コレヲ要スヘキヤ若シ然ラバ縮尺等ハ本 館ニ準シテ可ナリヤ
- 答 規程第8条第4項二依リ配置図二平面ノ輪郭ト位置トヲ示スノ外必要ナシ
- 問 帝室用馬車置場及之レニ附随スル供待所等別ニ之レヲ設クヘキヤ若シ要スルナレバ坪数等如何
- 答 必要ナシ
- 問 帝室用正門及両院正門以外ノ門ニモ歩哨或ハ門衛ノ如キモノヲ置クモノナリヤ
- 答 各種門二ハ門衛ヲ配置ス
- 問 建築要敷地 (第6条第一項) 二於ケル付属第一号図面朱線区域内正確ナル總坪数ヲ問フ、但シ 中央北部ノ三角洲ハ何レニ属スヤ
- 答 朱線区域内坪数ハ1万8075坪7号トス三角地ハ建築敷地以外ニシテ将来小公園トスへキ見込ナ
- 問 付属第二号図面二於ケル最西北部ノ橋アル部分ヲ水源地トナシ得ルヤ其他適当ナル水道二供給 貯水ノ水源ヲ問フ(但シ常用流水トス)
- 答 議院建築敷地ハ付属第二号図面ニ示セル地域中ノ最高地ニ属シ付近ニ質疑者ノ所謂常用流水ノ 水源トナルベキモノナシ
- 問 規程間取ノ外部中車馬置場供待所及便所ノ配置ヲ汽罐室並貯炭所ト共二地下室トナシ得ルヤ本 館外ニ設クベキヤ
- 答 応募者ノ随意トス
- 問 本規程外二憲法発布紀念碑並二勅下ヲ得テ先帝ノ御聖馬上銅像ヲ建設シ上リ内部ヲ書庫及図書 閲覧室二各附設ノ計画致セルガ差支ナキヤ
- 答 書庫及図書閲覧室ハ規程中ノ所要室数及坪数表二依リ本館内二配置スルヲ要ス其他ハ応募者ノ 随意トス
- 問 本館ノ周囲二餘地ヲ存スヘキヤ又正面ノ馬車道路並二階段ハ土台ニテ築クヘキヤ鉄橋ニテ外観

ヲ障害セザル様スベキヤ

- 答 本館ノ周囲ニハ相当ノ餘地ヲ存セシムルコトヲ要ス其他ハ応募者ノ随意トス
- 間 建物ノ正面ハ東真正面ナリヤ随意ナリヤ
- 答 規程第6条第3項二依リ建物ハ東方ヲ正面トスルモ必シモ真東面ノ謂ニアラズ

## (4) 第二輯第1号分(同)

- 問 總坪数3600坪内外ノ程度如何、例へバ220坪ヲ超過スルモ差支ナキヤ、或ハ100坪ヲ超過スルモ 差支ナキヤ
- 答 内外ノ程度ハ応募者ノ解釈ニー任ス但シ敷地面積及工費ノ関係上成ル可ク建坪数ノ少ナキヲ希 望ス
- 問 車寄露台等ハ建坪3600坪内ニ含マルルモノナリヤ
- 答 屋蓋ヲ有スルモノハ總テ建坪数二包含ス但シ乾壕外二設クルモノハ之ヲ算入セズ
- 問 第8条7項二立面図及詳細図ハ角度45度ノ光線ヲ以テ投影及陰影ヲ淡墨ニテ現ハスベシト明記 アルニカカワラズ別ニ200分ノ1立切断面ニハ必要ナシト有之候へ共右ハ単二切断面ノ立面図 ノミ投影ノ必要ナキ意味ニ候ヤ立面図ハ何レモ第一回ノ分丈ケハ投影ノ必要無キモノナルカ
- 答 規程第8条第7項二依リ立面図及詳細図二ハ45度ノ光線ヲ以テ投影及陰影ヲ現スヲ要ス但シ 200分ノ1立面図切断面ニハクヲ必要トセズ

#### 3. 懸賞募集の結果と懸賞が行われるまで

前述しているように以上の懸賞募集要項は1917年9月に発表され、締切りの1918年2月15日までに180通の応募があった。審査の結果、うち20人の第一次当選者が決まり、この当選者は早速、最後の図案作成にとりかかることになる。最終審査は同年10月16日に行われ、第一等として渡辺福三の案が当選した。さらに第二等は吉木久吉、第三等1席が永山美樹、同2席として竹内新七、の各案が決まった。

このように当選案は決まったのであるが、臨時議院建築局はこの案をただちに採用することはせずに、これに間取りの変更等を加えるとともに、顧問会議においてさらなる設計変更を行い、実施設計とすることになる。大幅変更の理由は明らかではないが、文献などから察するに、より「帝国議会」にふさわしい建築にするためであったのではないかと思われる。

臨時議院建築局で実際に設計に当たったのは大蔵省営繕管財局の矢橋賢吉の指揮のもとに、意匠 設計が技師・小嶋栄吉を製図係主任として、技師・吉武東里、小林正紹に兼任技師・武田五一等が 行い、鉄骨鉄筋等の構造設計には兼任技師・佐野利器の指導のもとに技師・斉藤亀之助等が当たった。工事主任は小林正紹が兼務した。意匠設計が完了した時点で、臨時議院建築局は白滝幾之助に油絵で議事堂の完成図(当時の用語を使えば「大背景絵」)を描かせたが、この絵は後年の関東大震災で灰燼に帰し、いまは残っていない。

この議事堂の地鎮祭が行われたのは1920年(大正9年)1月30日、ときの総理大臣原敬をはじめ多くの国会議員、国務大臣が参列して古式にのっとり行われて、ここに本工事が始まった。こうして、明治初年以来わが国懸案の本格的国会議事堂の建設が始まったわけであるが、これに至るまでには、かなりの紆余曲折があったことはいうまでもない。その、いわば議事堂建設前史とでもいえる経過をここで振り返っておきたい。というのも、今後、わが国でもかりに新首都に新国会議事堂を建設するにさいしても、同じような紆余曲折が繰り返される可能性が大だからである。それは、設計競技の是非の論議まで行われていた経過を見ればなかなか興味深いはずである。その経過については、当時の『関西建築協会雑誌』や『建築と社会』誌に拠る。

## (1) 本格的議事堂の建設計画決定まで

大正も半ばになって本格的議事堂の建設問題がクローズアップされるに至った理由について前記 『関西建築協会雑誌』(1918年2月、第一輯第4号)の「議院建築計画回想録」は以下のように述べている(この記事には署名がないので筆者は不明)。

「議院建築問題の由来は中々古い事であって、かれこれ30年近くの懸案である。現在の仮建築は最初に出来た仮建築が明治の24年の1月に焼けてしまったので、其年約23万円を投じて急造をやったものであるから、到底長年月の風雨に堪ゆべくもなかった。それでも14、5年の歳月をどふにか無事に経過してから之れが修繕を為なければならなくなって調査をやった事があったが、到底2年以上は持つまいとせられた。然るに日露戦役が始まったため亦々延期となって、戦後漸く修繕に着手し前後3年の時日と、経費約50万円を拠って再来7、8年の命脈を保ち得らるるものとしたが、それから今日迄既にかれこれ10余年を経過している。若し今日更らに大修繕を断行するとしても、少くも150万円以上を要すべき有様である。……吾国の議事堂建築をして堂々たる大建築とし、外国に誇り得る丈のものにしたいといふ希望は、既に仮建築を建てた当時からの懸案であって、決して一朝一夕の問題ではないのである。当初は司法省、大審院の如く外人の設計によって之れが実施をやらんとした事もあった位であるが、幸いにしてその案は中止となってしまった。そして著しく大規模の計画を立てて多年の懸案を解決せんとしたのは明治40年から同45年に亘っている実に現在の仮建築に大修繕費を拠った時である。後年数度か多額の費目を投じて修繕に続く修繕をなさば畢境無用の費目を要するのみならず、愈仮建築の寿命も遂に尽きて、一大改築を断行せさるべからさ

るに至らんといふのが主要なる理由であって、要するに本建築の研究を進めて一日も早く完全なる ものとしたいといふ決心をしたのである」

これまでに至る経過をもう少し詳しく見ておこう。

わが国で議会が設けられたのは、維新によって明治政府が成立してから10数年後の1881年(明治14年)10月に議会開設の「大詔」があって、1890年(明治23年)に初の帝国議会が召集されたときにさかのぼるが、この間に議事堂建築の議が政府内外から起こり、1886年に内閣に議院と諸官衙建築を統括する臨時建築局が置かれた。総裁となったのは、ときの外務大臣井上馨であった。外務大臣が総裁になったのにはわけがあって、当時井上は不平等条約の改正交渉に当たっており、この交渉を成功させるには日本の首都、なかんずく諸官庁を欧米の首都なみのそれに匹敵しうるものにして、欧米にバカにされないようにすることだというのが持論で、政府内で首都改造にもっとも熱心だったからであった。明治初年に伊藤博文らとともに欧米を視察している井上の首都改造案はきわめて大規模なものであった。

まず井上がしたのは、ドイツからお雇い外国人を招くことであった。それで来日したのがウィルヘルム・ベックマンとヘルマン・エンデの二人の建築家であり、二人は霞ヶ関、日比谷一帯における議事堂を中心とした中央官衙計画をつくる。この計画立案には議事堂建築視察のためにドイツに派遣されていた臨時建築局の渡辺譲、河合浩蔵らのほか、日本人技師、職工も加わった。議事堂はもちろんのこと司法省と同じくドイツ・ルネッサンス式であった。この議事堂を含めた中央官衙計画も展望図などによって描かれたが、これも関東大震災で焼失した(中央官衙計画そのものについては藤森照信『明治の東京計画』に詳しいので、ここでは省く)。

しかし、この計画案の欠点は、たとえば議事堂建設に膨大な費用がかかることであり、かつ長時間を要することが予測されたことであった。しかも、議会召集の日は迫ってきて時間がない。そこで仮建築で間に合わせることになった。その設計もベックマン、エンデが担当した。それは二人が日本で日光東照宮を見学して「感激」し、帰路朝鮮、中国を経てドイツに戻り、ドイツから図面を送ってきたということもあって和洋折衷の木造議事堂であったが、これは井上が気に入らず(それはそうだろう、井上は欧米をこそ範としていた)、結局見送られた。

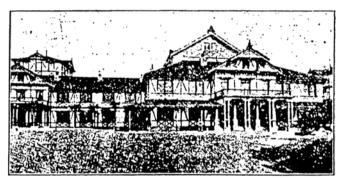
そこで臨時建築局は改めて仮議事堂の設計に入る。この設計に当たったのもドイツ人であり、アドルフ・ステヒミュエルとナスチェンテス・チーツェの二人に、日本人では臨時建築局の吉井茂則らが加わった。この仮議事堂は1888年(明治21年)6月に着工、翌1889年11月に竣工したが、しかし、1890年1月、第一回議会開会中に焼失してしまう。そこでふたたび仮議事堂が再築されることになり、同年10月にドイツ人オスカー・チーフェ、吉井茂則らによる設計で完成する。それは木造2階建てのもので、しばらく使用されていたが、しかし、これも1925年(大正14)9月18に焼失し

てしまう(それにしても火事は江戸の華とはいえ、当時、東京では何と火災が多かったことか)。 下の別図がその議事堂の当時の写真(『関西建築協会雑誌』)である。そこで、さらなる仮議事堂が 建設されることになり、昼夜兼行のわずか80日たらず、当時の記録によれば「破天荒な」工事で延 べ8000坪近い議事堂がつくられ、12月の議会に間に合わせることになるのである。

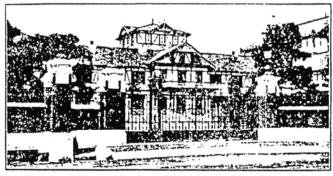
これが冒頭の『関西建築協会雑誌』に述べられている顛末の詳しい状況であり、この間に初の仮議事堂建設中に欧米を視察して帰った金子堅太郎(明治〜昭和前期の官僚政治家で、農商務大臣などを務める)が1891年(明治24年)に「議院建築意見」という文章を発表して、本格的議事堂の建設を呼びかけている。それは

「宣しく日本憲法の記念として、明治聖代を知し召さるる天皇陛下の頌徳表として、日本美術の 集粋点として、萬世不朽に伝はるべき堅固荘厳なる議院を建築すべし……議院の装飾に至ては柱、 梁、天井、敷物、窓掛、壁紙、其他凡ての装飾品は、日本美術品を奨励するの目的と併行せしむる を要す」

これらの意見を受けて、政府は1897年(明治30年)5月、内務省に議事堂の本建築を実施するための機関として議院建築計画調査委員会を設ける。委員会には貴族院、衆議院議長のほかに当時を



(院族貴) 堂事議會國國帝



(院議衆) 堂事議會國國帝

代表する工学博士、大学教授、お雇い外国人等が参加し、審議の結果、工費見込額700万円、工事年限16カ年で、本格的新議事堂を建設することを決める。しかし、この決定が政府内で検討されないままになっているうちに、衆議院が1899年(明治32年)3月、議事堂建築の建議を行う。満場一致で建議されたその内容は、

「現今の議院は仮議院にして今後数年を保つをえざるのみならず、狭隘にして構造に於て不便を 感ずる所少からず、依って本議院建築の方針を定むること最も急務なりとす、故に議院建築調査会 を設くるの必要あるを以て其組織法案を政府より提出せられんことを望む。右建議す」

というものであった。

この建議は政府予算案の議院建築に関する海外視察費を削除したあとに行われた。それは前述の計画調査委員会の調査は信頼するにたらない旨をいっているのであり、これによって政府は単なる内務省の一機関ではない本格的組織をつくらざるをえなくなった。そこで同年4月に議院建築調査会規則が勅令で公布され、内務大臣が委員長を務める委員会が発足し、いよいよ政府と議会が一体となった議院建築のための組織が動き出すことになるのである。調査会には前述吉井茂則のほかに工学博士・辰野金吾、同・妻木頼黄らも加わり、この三人がいわゆる各間取図を作成することになり、その費用は日清戦争の賠償金を充てて1500万円とし、工事期間は15カ年、意匠設計は懸賞で募集することが決まった。これらについて『関西建築協会雑誌』の記事は、

「(この) 決議は如何にも建築を重要視し旦つ記念建築としての意義を徹底せしめんとした事が明かに示されたもので、……殊に工事に於て相当の研究を遂げ旦つ設計を懸賞競技に付するの決議の如き実に事務に明かなるものがあった」

と評価した。

しかし、この決定も結局は日の目を見ずに終わってしまう。というのも日清戦争後の戦後経営に多額の費用がかかり、賠償金を含めて議院建築にまわすカネの目途がついにつかなかったためである。議院建築調査会規則も1900年(明治33年)には廃止され、本格的議事堂建設問題はまたも休止状態に入ることになるのである。

その後も議会は繰り返し議院建築の建議を行いつづける。1905年(明治38年)の第22議会では、

「政府は本期議会に三箇年継続として議院修繕費の予算を提出し既に両院の議決を経たり、然るに此の修繕を以てするも仮議事堂は向後10箇年を耐持するに過ぎずと謂ふ、今に於て本議事堂の建築に着手するは最も必要のことと認む依りて政府は速に之が提案を為さんことを望む。右建議す」

との決議を行っている。その理由を同建議は「明治39年度予算を以て議院修繕のため三箇年の継続費として23万4905円を要求し、既に両院の可決するところとなれり、然れども該修繕たるや一時の姑息手段にして本議事堂の建築には15ケ年の継続を以てするに非ざれば之が竣工を為すこと能は

ずとは議院調査会の報告するところなりと聞く、果して然らば此の際速に本議事堂の建築に着手するは最急務なりと謂はざるべからず、是れ本案を提出する所以なり」と述べており、この問題に対する議会側の焦燥感をうかがい知ることができる。

このため政府も1908年(明治41年)に至り、議院および諸官衙建築調査費(その中には職員の海外派遣費用、敷地の地質調査費用も含まれていた)40万円の予算を組み、これが議会で可決されると、大蔵省に臨時建築部を設置する。1910年(明治43年)、同部は議院建築準備委員会を設け、この委員会で本議事堂建築問題を検討することにし(同官制は5月26日に勅令で公布)、委員会に諮られる原案は臨時建築部で作成することになる。臨時建築部長は妻木頼黄で、妻木の命により矢橋賢吉、小林金平、大熊喜邦の三技師のほか、武田五一、福原俊丸が加わり、原案を作ることになる。これと平行して、先に議会で認められた予算により、議院、諸官衙敷地でボーリングによる地質調査が始まり、また全国で木材、石材の調査が大掛かりに行われる。その結果は『本邦産木材及石材・木材編』『同・石材編』として刊行されて、のちのちの参考資料として活用される。

ところで、この大蔵省臨時建築部がまとめた原案は、建物の意匠はイタリア・ルネッサンス式を採用し、これにわが国の建築様式をできるだけ加味して、議院建築の様式とするというもので、この意匠設計は妻木の強い主張により競技によらないこととされた。この基本方針のもとに間取図が20数回にわたり作成されたが、意匠設計を競技によらないという方針に対しては大きな議論がまき起こり、建築界あげての反対論が臨時建築部を包囲することになる(その議論については別に紹介することにする)。

これより前に政府が設置したのは議院建築調査会だった。今回は議院建築準備委員会である。つまり計画のための「調査」から、実施に必要な「準備」へ、政府も本腰を入れることになったのがうかがえる。

議院建築準備委員会は1910年7月上旬から12月下旬まで開かれて、原案16項目にわたって検討が行われた。その16項目とは、(1)建物敷地、(2)所要室およびその坪数、(3)建物の位置、(4)建物の階数、(5)各室の按排=ママ、(6)建築様式、(7)大体の構造および主要材料、(8)装飾、(9)室内装飾様式、(10)音響に関する議場の形状および構造、(11)暖房法、(12)電気設備、(13)採光法、(14)院内特種通信掛=ママ、(15)庭園、(16)工費見込額および工事年限、であった(各項目に臨時建築部がまとめた原案があるが略す)。

これら16項目の原案のうち、もっとも問題となったのは第6号議案の「建築様式は伊国復興式を取り勉めて本邦趣味を加へ以て本建築の様式となす」というところで、これには議論が沸騰、結局原案は否定されて、準備委員会案しては「建築の様式は現代国家隆興の精神を発揚するに足るべきものとす」と修正された。設計競技を行わないことは認められた。これについて『関西建築協会雑

誌』は「(第6号) 原案は根本的破壊されてしまったのであるが、(これは) いはば多くの専門家の要求した『コンペチション』案を多数決で否決した報酬であったのである」と解説している。つまり設計競技を葬むる代わりにイタリア式様式も葬むってしまったとしているのである。

ともかくも、どういう議事堂をつくるかの案はまとまった。しかし、この議事堂建設の予算が貴族院で否決されてしまう。『関西建築協会雑誌』が伝えるところによれば、

「乍然翌年の議会では遂に貴族院の予算総会に於て国費多端の折柄、経費の節減を計るのがよいとの希望を可決した、其要旨とするところは元来議院建築に1700万円を投ずることは贅沢の誹を免れない、元来此の予算額は大蔵省が机上での概算であるから如何やうにも節減されべき余地がある、のみならず永田町の如き脆弱な地盤に石造りの巨大なる耐震家屋を建築するのは不適当であるから、米国の議事堂の如く鉄骨の建築とすれば持ちの上から言ってもよく経費の上からいっても大によい筈であるし、又将来は議員も増加すべきを以て室内改造にも事由なる方法を以て建築することが必要であるから最初議題となった記念物的の建築は不必要といふ理由で否決されてしまったのである」

というのが否決の理由で、こうして先の議会で40万円の準備費を認められながら、計画はまたも 頓挫して立ち消えの運命になるのである。議事堂建設が再々々度というか、次に日の目を見るには 大正まで待たなければならないことになる。

すなわち大正に入ると本議事堂建設の議論がまたもふきかえし、1917年(大正6年)8月に大蔵省に市来乙彦次官を委員長とする議院建築調査会が設置され、原案は臨時建築課が作成することになり、課長・矢崎賢吉の命を受けて大熊喜邦、小林金平の両技師と福原俊丸がこれに当たることになる。

その結果まとまったのは、意匠設計は国内の懸賞競技とすること、応募は帝国臣民に限ること、建築様式は応募者の随意であるが、議院として相当の威容を持ったものであること、審査員は帝国臣民に限ること等であり、調査会は11回の会合を重ねてこの原案を了承し、さらに工事予算は750万円とし、工期は10カ年の継続事業とすることを決めた。これが同年の第40帝国議会で可決され、ようやく議事堂建築問題は軌道に乗ることになるのである。

翌1918年6月に大蔵省に臨時議院建築局が設置され、ここに1890年(明治23年)の初の議会召集以来懸案となっていた本建築の議事堂建設が本格的に施行されることになった。臨時議院建築局長官は市来乙彦、工営部長・矢橋賢吉、調査(設計)課長兼工務課長・大熊喜邦、のち工務(監督)課長・小林金平、の三人が技術担当の首脳陣で、さらに経理部長・宮田光雄という布陣であった。貴族院、衆議院の両書記官長が参与とされ、顧問に任命された。

早速、建築敷地にあった枢密院庁舎と官舎、馬政局庁舎の移転が始まった。さらに意匠設計の懸

賞募集の手続きの検討に入った。こうして冒頭に掲げた募集要項が発表されることになるわけであるが、ここで臨時議院建築局が先の妻木頼黄の決定にもかかわらず、意匠設計を競技によって募ることになった経緯について触れておかなければなるまい。それは一言でいえば、臨時議院建築局が当時の建築界の声を無視できなくなったためであった。それら建築界の議事堂建設に対する主張を紹介することにしたい。

#### (2) 建築界による競技開催の主張

国会議事堂の意匠設計について1908年(明治41年)に設置された大蔵省臨時建築部が妻木頼黄の強い主張により競技によらないことを決め、さらに1910年に発足した議院建築準備委員会は競技案を多数決で否決していたが、1918年に設置された議院建築調査会に至り、競技で行われることになったのは前述している通りである。かたくなに競技を拒否しつづけていた当局がこの最終段階になってなぜ、競技実施の方向に傾いたのか、それは一に、競技実施を求める建築界の声が大きくなるばかりだったからにほかならない。

実は建築界から最初の競技実施の提案がなされたのは、政府が初めて議院および諸官衙建築調査 費の予算を組んだ1908年にさかのぼる。この年2月に当時の建築学会々長・工学博士辰野金吾、同 塚本靖、同伊東忠太の三人が、予算案の決定を受けて早速、「議院建築の方法に就いて」という意 見書を発表した。その要旨は、

「議院建築を起すべき機正に熟せり、其形式、手法、構造、装飾は共に我が国民の学識と技術との粋を竭し集め、以て我が国威を世界に発揚するに足るものならざるべからずなり。……我が建築界は今や如何なる難工事をも之を計画し之を竣功するに於ても毫も困扼する所なきに至りたり。斯の如き学術と経験とを有する我が幾多の建築士に就て、其の意匠を募集し、更に其粋を抜き精を撰み、以て適当に之を塩梅することを得ば、其成績は蓋し完璧に庶幾からん」

というもので、それは意匠は設計競技に付すべしと主張したものであった。

さらに1910年に議院建築準備委員会が組織されると、同3月に学芸・美術団体の国華倶楽部と建築学会が相次いで意見を表明する。国華倶楽部のそれは「議事堂建築に関する意見書」、建築学会のそれは「帝国議院建築準備に関する公表書」と題されたものである。国華倶楽部、建築学会の順にその要旨を紹介する。

「抑議事堂の建築は未曾有の盛挙にして、聖代の一大記念なり、此種の建築たるや単に規模の宏 壮輪奐の偉麗を誇るを以て足れりとせず、能く一国学芸の霊粋を標榜し国民の精神を発して其当時 を代表し後世に保存尊重せらるべき性質のものたるを忘る可らず。……各国議事堂の如きは皆其国 風と其の特有の技巧とを競へり。翻つて我邦現時の建築に見れば天平時代の大仏殿、徳川時代の城 郭に対して能く現代を代表すべく特種の建築果して幾何かある。今に於て明治建築の典型を特定せずんば何の時機か之あらん。此際徒らに洋風建築の奴隷となりて模倣にのみ是れ勉るは抑も陋劣ならすや。仮令現時の技術家は幼稚なりともするも、弘く衆智を蒐め、衆技を徴し、考究詮索して以て事に従はば、明治現代の学術美術を発揮し国民的精神を代表して事業を完成する亦決して難事に非さるべきを信ず。……之を要するに議事堂の建築は規模の宏壮輪奐の偉麗と共に能く国家と国民との特性を発現し現代を代表すべきものたらざるべからず、而して此の大目的を完全に遂行するは準備委員会其人の能力如何に在り。政府及議会は十分其人選に留意する所あるべきを信ずといへども、其範囲の狭少に失せずして弘く当代の政治家学芸美術家を網羅し、衆智を集めて内外建築の長を採り装飾及器具の如きも亦欧米以外本邦の特色を発揮せしめ此不磨の大事業をして一層光輝ある完成を告げしめんことを切望するものなり」

「蓋し議院建築は明治の聖代を表章し憲政の創始を紀念すべき一大偉業なり、其規模結構は直に 我国体を表現し、我民性を発揮し之れを後昆に伝へて愧づるなかるべき者たらざる可からず。過日 我芸術界の幼稚なる時に当り我当局者は外国建築家を聘して議院建築の計画をなさしめしことあり しが機未だ熟せず遂行するに至らずして止みしは実に邦家の一大僥倖たりしなり。爾後議院建築が 屡計画せられて屡弛廃し、二十余の星霜を経し、……此間に於て我芸術界は異常の進歩をなし今や 各方面に於て多士済々として輩出し此大任を負荷する亦難からざるを覚ゆるに至りたり。之を様式 に見んか、我建築界は此機運に乗じて如何なる様式を開拓し聖代芸術の精華を天下後世に顕揚せん とするか是れ現代建築家が心血を傾倒して研鑽せざる可からざる大問題なり。更に之を構造に見ん か議院建築は万世に伝ふべき記念的永久的のものたらざる可からず、其耐火構造たるは勿論我国の 如き頻繁地震の虞ある地に在りては最も耐震構造に重きを置かざる可らず、吾人は如何なる材料を用 ひ如何なる方法を採る可きか是れ亦現代建築家が全力を挙げて攻究せざる可からざる大問題なり。 ……本会建築に関する学術技芸を攻究し、其進歩発達を図るを目的とし、明治19年の創立以後会 運世と共に進歩し、現今会員の数無慮二千を超へ、建築の学術を修むる者建築の業務に服する者は 朝野を問はず總て会員に網羅し、本邦の建築界を代表する唯一の法人団体なり、されば現代建築界 に生起する細大の事端に関し本会は成敗利鈍共に天下後世に対し決して責任を免るること能はず、 是れを以て議院建築の如き重大事業の経営に就きては本会は国家の為目進で自ら其義務と信ずる所 を尽さんと欲する者なり。夫れ国家事業は国民の事業なり、之れが光輝ある完成を告げしむるに於 て国民も亦投ぜんの権利と義務を有することを自覚せざるべからず、而して本会は特に其義務を負 ふこと重大に其責任を帯ぶること痛切なり、敢えて意見を吐露して天下に公表する所以なり」

建築学会はこの公表書を各方面に配布すると同時に前後数回にわたって講演会を開き、その趣旨 を広めるのに苦心したという。これまで議院建築問題はいつ建てるのか、費用をいくらかけるのか、 それが主に議院内の議論であったが、この両者の意見発表によって、その「論点は様式、並びに懸賞案の二点に集中されてしまった」と『関西建築協会雑誌』(第一輯第4号)は解説している。つまり競技を行うかどうかが、ここにクローズアップされてきたのである。

こうした声に押されて1917年(大正6年)に発足した大蔵省の議院建築調査会が、意匠設計を国内での競技に付することを決定すると、関西からはこれに疑問を表明する声が起こる。その声を上げたのは関西建築協会理事長の片岡安で、こうした動きを見ると、当時、議院建築設計を競技で行うかどうかの重要な論点で、東京(建築学会)と関西では意見が分かれていたように見受けられる。 片岡は競技決定を知ると、まず『関西建築協会雑誌』(第一輯第2号=1917年11月)に、「議院建築問題」と題する小論文を発表して、次のようにいうのである。

「這回の議院建築設計案は、大体に於て、一般国民に懸賞して応募せしめらるる如く伝へらる。 併し乍ら、賞を懸けて応募せしむる以上良好なる設計を造り得ないといふことを理想とせねばなら ぬ。故に、其目的を達するには、設計募集の方法を最も深く慮り、決して遺漏があってはならぬ。 抑も懸賞募集に藉りて現代の最良設計案を得んとするのは、一見甚だ軽易なる方法の如くして、其 実は却々六ケ敷事である。第一、賞金を得んが為に努力したり、自己の能力を社会に知らしめんが 為に応募する者は、主として、経験なき少壮技術家に多く老練なる建築師には之を望むことは出来 ない故に、奈何に賞金を多く積むとも、其募集の方法が唯単に良好の図案を参考の為に蒐集さると いふならば、全く少壮技術家の為に一大練習演技を為すに止るや明である。少壮技術家の中に有為 なる天才を発見して其隠れたる手腕を揮はしむることは、吾人の最も歓迎する処にして、懸賞募集 の妙味は全く其点に在るものといはねばならぬ。併し乍ら、唯其図案を募集して其甲乙を品評する に止り、現実に其案を実施することを約束せざる懸賞募集は、全く緊張感を欠きたる競技であるか ら、其図案は自ら学校の教場に於ける設計練習の場合と少しも異らずして、其結果は現代の最良設 計案を得るといふ理想には其だしき距離を有するものといはねばならぬ」

つまり片岡がいわんとしていることは、当選案を実施するといっていない懸賞募集というもので 果たして最良の設計案が得られるかどうか、ということに尽きるだろう。では、議院建築の設計は どうしたらいいのか。片岡が主張するのは、主任技術者を決めて、この主任技術者を中心に設計作 業を進める方法で、当時、東京倶楽部の設計に当たり、設計図を著名建築家から募集して、その結 果、最優秀のコンドルを主任技術者として実際の設計に当たらせたことを例に挙げている。これは、 いわばプロポーザル方式である。片岡はいうのである。議院建築設計案を競技で募集するとしても、 それは設計図を求めるものでなく、主任技術者を決めるためのものであるべきだと。

「欧米にても近時其経験にとり余程深刻なる方法を採っている。即ち、練達の建築士数名を特に 指名して募集に応じせしめ図案を提出せしめるのである。……主任技術者を得むとする態度を以て

## 之を決行すべきである」

「唯参考資料とせん底意にて之を募集するならば、寧ろ、懸賞を廃止して、断然政府当局の組織 せる技術局にて之を設計するに如かぬのである。唯、多少の参考を得るだけの利益の為に賞金を懸 けて図案募集を為すが如きは、国家の公器を壇にする」といい、さらには「それならば寧ろ先年妻 木博士の露骨なる態度は、之を賞賛するに価値あるものと謂はねばならぬ」とさえいうのである。

しかし、すでに議院建築調査会により、競技を行うことは発表されていて、もはや動かしようがない。では、どうすればいいのか。片岡はこの文章の最後をこう締めくくる。「余輩の見る処では、我邦の建築界は這回の議院建築設計に対して、懸賞にて募集し得る程度に達したものと思惟するのであるが、其募集の方法と審査の方法とは其成績の良否を左右するものである故に、最も慎重に之を考究して、我建築界の最大緊張力を発揮せしむることを理想とせねばならぬ」

片岡がその具体的提案を行うのは翌月の同誌(第一輯第4号=1918年2月)においてである。

「一般競技なればとて、全国の有能技術家が全部轡を並べ、真剣に腕を磨きて之に応募するや否や、蓋しき疑問である。若し唯、製図師の製図力量競走の如きものと成りては、実に詰らぬ結果に終るのである。……故に若し理想の通りに成果を得んには其方法に就きて甚深な注意を払ふの要がある。其注意すべき条件とは。(1)審査員の人選を十分に詮衡すること、(2)当選者の責任を明確に成し置くこと、是である」

さらに (1) については「審査員は事務官より両院の書記官長と各省の代表者を出し、専門家より学識経験ある練達の建築技師を採用するとして、其専門家の詮衡は殊に深き注意を払ふの必要がある。其資格の一例を挙ぐれば、図案に対して其芸術的価値を批判するに適任なる専門家と、実際的価値を批判するに其選を誤らざる熟練な専門家と、斯の二様の立場を別にする審査員の選定を為すが如き方法を謂ふのである。何となれば、大学に在りて日々講壇に立つ人は、図面に拠りて其実際的価値を判断するには、多少其権威を疑はれるかも知れぬと同時に、実際の建築設計にのみ没頭しつつ来りし人は、其芸術的価値を批判する場合、矢張り多少其権威を疑はれるの傾がある。之等は、建築の如き複雑なる問題では、什うしても免れぬ自然の趨勢でかくてはならぬ」といい、大学人は少壮の人が、建築家は老練の人が審査員になったらいいだろうとしている。

(2) については「先づ当選者を得て、其図案を唯参考図書とする従来の方法は、之を絶対に避けねばならぬ。何とならば、斯る競技は、全く、真実の緊張力なき一場の運動会の如きものに過ぎないからである。抑も、国民的大建築図案の最善のものを期待するのに斯る児戯的態度は、余り物事を手軽に取扱ふものと謂はねばならぬ。故に当選者に対して最も重大なる責任を負はしめることの約束を定め同時に、当選者は、提供の図面及其他の設計書類以外に、履歴上其人格と学識、経験を十分に保障し得らるるものでなくてはならぬ。……斯の方法は、幼稚なる我国の建築界に於ける

一変則な方法にして、各国に余り其例を見ざれども、一般に門戸を開き、最最後に其信用程度を附加するのである」と提案するのである。

この時期に個人でもっとも大きな声を上げたのが片岡であり、その主張を要約すると以上のようなものになるが、実際に議院建築調査会により行われたのは、前述している通りにまず建築学会等の主張を受けた一般的競技であり、その審査員は臨時議院建築局顧問の大物建築家に限られ、そして当選案は実際に建築するにさいしての参考として取り扱われたにすぎなかった。実施設計をまとめたのは臨時議院建築局の矢橋賢吉らの技師たちだったのである。しかし、ともあれ、当選案が決まり、議事堂は着工される。議会開設から実に30年の月日がたっている。

## 4. 竣工までの記録

工事の経過に触れる前に議事堂の敷地について見ておこう。敷地は議会と大蔵省により1887年 (明治20年) に決定していた。その後、市区改正で若干の変更があったが、基本的にはあまり変わらず、麹町区 (当時) 永田町の2万0946坪がそれに当てられた。当時の地形からこの敷地を見ると、東北に皇居があり(当時の記録には「東北に宮城を拝し」とある)、前面は霞ヶ関離宮を隔てて外桜田町から霞ヶ関一帯の中央官衙街をのぞみ、後ろには永田町の谷間を越えて、眼前に山王の森が広がっていた。

幕府時代は旗本の屋敷が並んでいたが、維新の変革のさいに焼き払われて、一時は「草奔」に埋 もれていたという。敷地決定のときには、わが国民法の起草者であるフランス人ボアソナード(法 政大学にその名を冠せたタワーがある)の屋敷やメキシコ公使館、馬政局庁舎などがあった。東側 に向かって、ゆるい傾斜があり、その傾斜が終わるところに枢密院の事務所、官舎があった。ここ に前記議事堂設計の応募要項に示された、議事堂の建物が建てられることになるわけである。

#### (1) 上棟式まで

最初の土工工事 1920年(大正 9 年)6月にクワ入れ式が行われるとすぐ、最初の土工工事に取り掛かった。前述している通り、新議事堂の敷地は、西側は平地になっているが、東側に向かってゆるい傾斜地になっている。本館はその高い部分に建てられることになっていたが、東西の地盤には 3 m 余の高差があったので、まず、これを水平に切り取る土工工事が進められることになり、翌1921年 6月までの 1年間をかけてこの工事が行われた。切り取り、または掘り取った土量は約 4万立方 m におよんだとある。

基礎工事 この新議事堂の敷地は山の手一帯の地質と同じように、地表1m前後を除いてはい

わゆる赤土で、その厚さも $3\sim4$  m あったから、かなり「堅硬」であったが、土地の傾斜の関係と地下室をつくるために深く掘り下げるので、建物の重量をこの赤土層で支えさせることが出来ないと見られ、そのためにコンクリート杭を下の砂利層まで打ち込み、建物を支えることになった。

この杭は、長さ9~12 m で、太さは直径約50cmの「ペテスタル」式(当時の記録の表示による)コンクリート杭で、中央塔部分下に568本、その他の部分に3738本が打ち込まれた。工事は、1921年3月に始まり、翌1922年6月に終わった。

この約4000本の杭が建物の総重量を支えることになり、上に建つ鉄骨柱の配置にしたがって、杭2本ないし10数本宛でに組み合わせて、その頭に厚さ1 m 鉄筋コンクリートの礎盤を置き、柱を支えるようにした。この礎盤も中央塔の下だけは25 m 余(14間)四方の一枚板とされた。記録には「大正13年(1924年)9月鉄筋組立中の盛事には鉄筋林立している状態であった」としるされている。

**鉄骨工事** 「建築構造の主体は」と、記録はしるしている。「鉄骨鉄筋コンクリートで、鋼材を 以て骨を組立て、壁、床及屋根は鉄筋コンクリート造とするのである」。

議事堂建築の方針として、やむをえないもののほかは、すべて国産品を使用することになっていたから、その鉄骨は全部八幡製鉄所の製品で、1921年の夏から同所で専属の職工が設計図にしたがってつくっていたものであった。鉄骨は、出来た部分から海運によって箱崎倉庫または数寄屋橋河岸に陸揚げされ、工事現場に運ばれた。鉄骨の組み立て工事は1922年(大正11年)2月から、部分部分に区切って、別々の請負により施工されていった。そして中央塔の頂上までの組み立てを終わった1927年(昭和2年)4月を期して上棟式が行われることになる。使われた鉄骨の総量は9810トンで、組み立てを終えるまでに6カ年を要し、その後鉄筋コンクリートに使用した鉄筋の量は5522トンに達した。

この鉄骨組み立て工事中には、東京帝大地震学教室の今村明恒博士が鉄骨の震動検測を行い、この結果を参考にその後の鉄筋配置に「考慮」が加えられた。

外装石材の採取と加工 新議事堂の外壁面は石材で表装することになっていた。耐久性、色彩、大量にあること、などの条件をもとに、どういう石材がいいのか、1910年(明治43年)から理学博士小山一郎が嘱託を受けて調査と比較研究、試験に当たっていた。その結果、腰部外装石材として山口県黒髪島産の花崗岩が、上部外装石材として広島県倉橋島産花崗岩が、また両院中庭通路のアーチ内壁面表装用として新潟県北蒲原郡安田村草水産の帯褐色花崗岩が使われることになった。これら石材は大量なので、工事に支障がきたさないように1921年(大正10年)から採取が始められた。それらの石材は採取ののち、敷地内に運ばれて加工されたが、倉橋島から運ばれた石材の中には、長さ5m、幅1m余、厚さ60cmという巨大なものもあったという。1切すなわち1立方尺として、

黒髪島産花崗岩 15万4678切264

倉橋島産花崗岩 18万0488切421

草水産花崗岩 3818切296

合計 33万8985切

の石材が新議事堂の敷地に運び込まれた。 1 切のまま積み上げると、富士山の約30倍の高さになる勘定という。また、正面中央部の円柱は1 本物ではなかったが、高さ15 m、太さが根元で直径2 m、重さが1 本2 万4700貫(1 貫は3.75kg)あったとされている。これらの石材は鉄骨の組み立てにしたがって順々に壁体の鉄筋コンクリートと共に積み立てられていった。

関東大震災 鉄骨・鉄筋工事中の1923年(大正12年)に関東大震災があった。敷地内の加工済み石材が崩れ、「累々」たる有様となったが、さいわい議事堂の建築は類焼を免れ、組み立て中の鉄骨にも被害はなかったが、設計中の図面をはじめ計算書、何度もつくり直された模型、標本類は全部灰燼に帰した。臨時議院建築局はわずかに残った資料をもとに、人々の記憶をたどり、それら資料を復元していき、「秩序の回復を待って」同年中には工事を再開した。翌1924年秋に中央塔の基礎になる大礎盤工事の施工を終わり、1927年(昭和2年)初めには屋上に突出する塔屋の部分を除いて鉄骨組み立てはほとんど出来あがり、4月には鉄骨全部の組み立てを終わり、上棟式が行われることになる。

この間、関東大震災の被害を受けた諸官庁の復旧のために、大蔵省に営繕管財局が新設され、議 事堂建築も同局の所管に移されている。長官は大蔵次官で、工務部長矢橋賢吉、工務課長大熊喜邦、 監督課長小林金平、工事現場主任は池田譲次、製図主任は小島栄吉、意匠設計担任は吉武東里、構 造主任は斉藤亀之助という布陣であった。

#### (2) 上棟式後

上棟式は1927年4月7日に行われ、ときの内閣総理大臣、衆議院、貴族院の両議長をはじめ多数が参列し、塔頂部から引いた木綿綱を矢橋、太田(総務部長)が曳き、田昌長官が大熊、小林両人をしたがえて塔頂部に上がり、鉄筋に鋲を打ったと、大熊が『建築と社会』誌にしるしている。その後の工事は急ピッチで進んだ。

というのも、鉄骨の組み立て中から鉄筋の組み立て、コンクリート打ち、石積みを直営で同時に行っていたからで、この結果、1930年(昭和5年)初夏には塔の部分を除く壁体が全部出来上がり、夏には残す塔頂部も完成した。このころから屋内工事も進められ、震災後に改めて描かれた図面により、1932年初夏には御便殿をはじめ帝室関係の諸室と両院議場、議長室付近の各室の室内工事をほぼ終える。次いで残る400余室の室内工事、各種設備工事が行われていった。

「これらの工事でとくにしるしておきたいのは」と、大熊は「鉄筋コンクリート用の砂を肥塚技師考案の砂洗滌機を使用し、砂利も洗滌したことである」といっている。竣工までに使用したセメント、砂、砂利の総量は以下の通りであったという。

セメント 2万7466トン

砂 5870立坪 (当時の表記のママ)

大玉砂利 65立坪

小砂利 8440 立坪

切込砂利 160立坪

火山砂利 200立坪

工事は1918年(大正7年) いらい19年にわたったが、この間に建築作業に従事した諸職は、総計 254万2870人にのぼった。請負者の数は約350余人に達した。諸職の内訳は、

建築 直営 … 114万2532人

請負 … 117万9325人

計232万1857人

機械 直営 … 1万1416人

請負…… 8万9143人

計10万0559人

電気 直営………9万1148人

請負 … 2万9313人

計12万0461人

というものであった。

こうして行われた工事の細部のうち、各室の概要(応募要項で詳述されている)を除く部分について、それがどういうものであったかを簡単に紹介しておこう。

構造と造作用の木材 木材はすべて国産材を使用。ケヤキ、ヒノキ、台湾ヒノキ、トチ、サクラ、イチイ、カツラ、クルミ、マツ、スギ等、計24種で、17万3000立方尺(当時の表記のママ)が使われた。

壁と天井の仕上げと敷物 壁と天井の多くは漆喰塗りの色付塗装となっているが、室によって 壁紙貼りと裂地貼りとがある。壁紙は国産山路壁紙で、裂地貼りには錦、ヨリナナコ、崋山織、絹 金華山織、絹博多織、緞子、綾地緞子、絹綿緞子、絹綿交浮織、玉糸リンク織、ゴブラン風織、絹 レーヨン、絹モケット、リング織、麻モケット、紋ビロード等が使用された。敷物は場所に応じて 絹緞通、千歳緞通、毛緞通、毛絨毯等が使われた。これら敷物もすべて国産で、その製作技能の向 上に寄与したとされている。

ブロンズ扉 中央と両院玄関入り口扉、その内部のブロンズ建具はすべて東京美術学校の製作によるもの。このころ、民間の大建築に使われていたブロンズ扉の多くは外国製だったので、国産には多少の不安があったが、当初の方針通り国産を貫いた。美術学校では、材質の均等を期すために全使用量8000貫(当時の表記のママ)を一度に合金した。正面扉は、1枚が幅1・2m、高さ4・3m、重量は300貫になった。

機械諸設備 設備については世界中の議事堂の最新の設備を取り入れることとし、また将来実用化されるであろう装置等を見通し、その後の技術の進歩に対応しつつ改良可能なものにすることに最大の苦心が払われた。それらのうち主なものを紹介すると、

暖房装置 暖房は直接暖房(蒸気)と間接暖房(熱空気)の二種を室の用途にしたがって採用した。直接暖房の中には換気を併用した室もあった。間接暖房の室は帝室関係、議場、各大臣室、予算委員室、各委員室、中央広間。直接暖房、換気併用の室は議員控え室、議長、副議長用諸室、内閣用諸室、書記官長および書記官用諸室、読書室および図書閲覧室、議員食堂および中央部食堂。直接暖房の室は政府委員室、各事務室、その他一般の室。間接暖房中、議場は他の室とは全く単独の装置で、換気装置に加熱器を付加したもので、小屋組内に鉄管放熱器を配置し、場内所要の熱量の補足と屋根硝子面の結露を防止しうるようになっている。帝室用と議場を除く間接暖房の各室は、一般換気用風道に補助加熱器が取り付けられ、目的を達せられるようにしてある。直接暖房は真空式低圧蒸気暖房で、放熱器が換気を併用する室を除いて全部窓下に隠蔽設置された。間接、直接暖房ともに自動温湿度調整装置により放熱器、加熱器の蒸気を調節しうるようになっている。これら暖房のために敷地内に汽罐室が建設され、高圧用水管式三台の汽罐が煤煙防止と燃料節約のために自動燃炭装置によって運転されるようになっている。

換気装置 議場とその他の各室はそれぞれ単独の装置で、いずれも加熱器、空気洗滌機、扇風機を備え、まず水で洗滌してから加熱器で熱し、さらに適当な湿度を加えて、温湿度を調節した空気を扇風機で間接暖房する室と直接暖房の室のうち換気併用の室に送り込み、室内空気の交換をすることになっている。換気風道は二系統で、一つは議場天井硝子面周囲、後部傍聴席天井面、各階入り口欄間に連結し、他系統は傍聴席腰掛け下、議席腰掛け下、政府委員席測壁面に連結、必要にしたがって換気入り口、排気出口を二系統の転換によって自在に変えるようになっている。空気は構左右の植え込みの中にある空気取り入れ口から地下風道によって機械室に導かれる仕組みである。各室の換気は入り口欄間あるいは壁面の床上2m内外の換気口により毎時4回ないし6回換気されるようになっており、換気容量もそのように設定されていた。

冷房装置 機械換気をする各室には夏期、井戸の地下水を利用して冷空気を送るようになって

いるが、必要に応じて氷を地下水に添加する方法を採用、そのための氷庫、氷融解設備、冷水槽が 設けられた。

給排水設備 給水系統は飲料用と雑用の二系統に分けてあり、飲料用には上水道を使用、雑用には井戸水を使用。各階の水洗便所汚水は化粧室、炊事場等の普通排水とは全く別の系統とし、各階便所内に汚水管を立ち下げ、各便所汚水とその付近の手洗い排水をまとめてこれに連結し、下水道に直接放流するものになっている。各階湯沸かし室、化粧室等の排水は外部に排出し、雨水とともに埋設配管により排水している。地階機械室の排水は直結渦巻きポンプにより自動的に外部に排出する。

防火設備 地階機械設備室に50馬力電動直結タービン式消火ポンプおよびガソリン機関直結 タービン式消火ポンプが設備されている。水源は水道水と井戸水の両者を利用、両院53カ所の消 火栓に給水する。

昇降機設備 両院広間、中央広間、西広間、西南および西北各階段室に計18基の乗用昇降機が以下のように設備されている。各昇降機の速度は毎分82 m と41 m の二重速度。

両院広間	15人乗り	6 台	1階より3階
西広間	17人乗り	4台	地階より4階
中央広間	13人乗り	2 台	地階より7階
同	13人乗り	2 台	地階より4階
西南階段	13人乗り	2 台	地階より屋上
西北階段	13人乗り	2台	地階より屋上

また貨物昇降機は両院1、2階各配膳室、3階喫茶室に計6台が設備された。

空気輸送管装置 この装置は真空式で、両院議場内新聞記者席背後の傍聴席仕切り羽目に記者 5 人に 1 個の割合で、計18個の発送口を設備し、輸送管によって 1 階中央受送室内の受入れ口に連結され、さらに受送室内の 4 個の発送口から輸送管によって中 3 階新聞記者通路両隅の受入れ口に連結されている。この装置だけでは米国製で、見本品により無音であることが確かめられてから使用が決まった。

真空除塵装置 地階機械室に両院それぞれ15馬力の排気機および集塵機を設置し、換気主管を地下天井下に配管して、各部から堅管を分岐し1階以上の各廊下、階段室等の要所の幅木に取り付けた吸込口に連結させたもので、吸込口は両院を通じ計173箇所。

機械設備としては以上のほかにメールシュート装置、給湯設備、瓦斯設備等が備えられた。

**電気設備** 議事堂の建築は19年の長期におよんだので、進歩が著しい電気工事については、 その進展のつど変更を加えると同時に、とくに弱電関係については相当な可変性を持たせ、また独 創的な設備を考案もしたという。

電源 建物の性質上給電には絶対的確実性を要するため、停電が発生しにくいように麹町変電所と久保町変電所の二カ所から各3300ボルト三相交流電気を引き込んだ。また万一停電したときの代替電力用に蓄電池電源も設置した。蓄電池電源はつねに全充電の状態にあるように備えられている。このため40キロワット、130アンペアの水銀整流器を使用、交流は直流に変換可能になっている。また、この蓄電池は電話用蓄電池としても兼用されることになっている。

変電室 建物の地階中央にある。ここで行われるのは3300ボルト三相交流電気の引き込み、 暖房汽罐室、付属建物、庭園等への高圧配電、一般電灯等への変圧配電、動力用、変圧器、蓄電池 等の配電などで、各配電盤とともに中央に遠方監視制御台を置いてある。当時、そのような大規模 のベンチボードは他に例を見ないものであったという。

配電と電灯 給電線は変電室から地階廊下の床下にあるダクトを通って、本館内12カ所のライザーダクトに入り、各階ごとに付設した計65カ所の分電盤に入る。各分電盤から平均20回路の分岐配線がなされている。地階各所の電動機に対する給電線は別に地階天井下に露出した電線管により配線され、電線の総延長は20万mに達した。電灯器具を取り付けた総数は4815具で、電球の数は7939箇、点滅器857箇、コンセント1684箇。電灯器具の型式は、事務室が単一グローブ、便殿、大臣室、議長室および付近の諸室、各委員室、議院控え室、議院食堂、図書閲覧室、主要広間等がシャンデリアおよびブラケット、一般廊下は単一グローブ、中央広間回りはシーリング、階段がシーリング、ブラケット。特殊照明としては議場の人工天窓照明、中央広間の人工天窓照明、人工側窓照明等がある。議場の分は、天井裏に418箇の電灯があって、これを4組に分け、変電室のベンチボードで照度を4段に調節できるようになっている。

これらのほかに開会報知電鈴、召集電鈴、議事、日程等の進行状況を主要な室約90カ所に通報するための通報装置、予算委員会休憩表示装置、委員会開会・休会表示装置、電気時計設備、火災報知器、登退庁表示設備、所在表示設備等が設けられた。電話は約300箇、相互間と院外通話のために自動交換機、中継台、外線40回線が設置された。

『建築と社会』誌に議事堂竣工時の1936年、工務部長の職に昇進していた大熊喜邦が主に執筆した議事堂建設の概要は、概略以上のようなものである。同概要には前述しているように議事堂各室についても、その造作、仕上げ等について触れているが、ここでは略した。最後に竣工した議事堂の建築概要についてしるしておきたい。記録によれば、それは以下の通りであった。

 坪数····· 建坪数 (主階) ····· 3750坪

 延坪数····· 1 万5780坪

#### 現代福祉研究 第5号 (2005.3)

階数・・・・・・・・・・・・・・・・・3階(一部4階)ほかに地階

幅員…… 正面長…… 206m36

側面長····· 88m63

高さ····· 一般高····· 20m91

中央塔····· 65m45

構造…… 基礎…………ペデスタル式コンクリート杭打ち

床および屋根・・・・・・・ 鉄骨、鉄筋コンクリート造

建築様式……………近世式

主要室数 · · · · · · 390室

議場坪数… 貴族院議場……… 225坪

衆議院議場 · · · · · · 225坪

議席数 · · · · · 貴族院 · · · · · · · · · · 460席 (最大635席)

衆議院 · · · · · · · · · 466席 (最大635席)

傍聴席数・・・ 貴族院・・・・・・・・・・・・・・・ 770席(うち記者席92席)

衆議院・・・・・・・・・・・・・・・・・・922席(うち記者席90席)

工事期間および工事費 · · · · · · · · · · 19年間、2580万円(当初見込み10年間、750万円)

以上による現在の国会議事堂の建設過程を見ると、これと同じように国会議事堂を新たに建設することは、その設計をふくめた手続き、費用、資材などの面から、まず今日においては不可能であることがわかる。また、この国会議事堂のように天皇の玉座中心のもので、その権威と偉容のみ重視するものであっては、国民主権の時代にそぐわないと言っていいだろう。では、わが国でかりに首都機能移転を実施する場合に、国会議事堂の建設はどうしたらいいか考えられなければならない。

筆者はかねて首都機能移転について、1カ所への集中移転はさらなる一極集中を招くので、分散 移転こそのぞましく地方分権時代に相応しいこと、国および地方の深刻な財政状況から見て、諸機 能の移転先を確保するために用地買収を行い建物を新規建設する余裕はなく、既存建物の賃貸など により移転先を確保するのがのぞましいことなどを主張(小著『国土計画を考える』中央公論新社、 1999年)してきている。

その延長線上で考えれば、かりに首都機能の移転先が前述3カ所のいずれに決定するにしても、 国会議事堂も移転先の市民会館、ホールなどの既存建物を利用するのがのぞましいし、かりに新規 建設を行うにしても、それは外観デザイン、内部ともに国民に開かれたものであり、そのことを象 徴しつつ、かつ簡素なものでなければならないのは言うまでもないだろう(永田町、霞ヶ関の再現であってはならない)。

かんじんなのは、21世紀のわが国にとってふさわしい国会議事堂とはどんなものなのか、国民的な議論がなされなければならないということだろう。わが国の首都機能移転問題は、90年に衆参両院で「国会等の移転に関する決議」が採択されて以降、その議論が一部国会議員と地方首長中心に行われてきて、必ずしも国民的関心を集めたものになってこなかったと言えるだけに、国民的議論が待たれるわけである。ちなみに韓国において憲法裁判所により新行政首都建設特別法が違憲と判断されたのは、盧大統領の方針に対する野党、ソウル市などの反対論が国民的に盛り上がり、同裁判所にその是非が委ねられた末に行われたものであったと伝えられている。なお、その判断に盧大統領がどう対処するかは、この稿をまとめている時点(04年11月)ではまだ、はっきりしていないことを付記しておきたい。